

第六十二回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和四十四年十一月二十九日)(土曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 森田重次郎君
理事 澁谷 直藏君 理事 田川 誠一君
理事 谷垣 專一君 理事 橋本龍太郎君
理事 渡辺 肇君 理事 河野 正君
理事 田邊 誠君 理事 田畑 金光君
理事 井村 重雄君 理事 小川 半次君
理事 倉石 忠雄君 理事 齋藤 邦吉君
理事 佐々木義武君 理事 田中 角榮君
理事 世耕 政隆君 理事 竹内 黎一君
理事 高橋清一郎君 理事 中山 マサ君
理事 中野 四郎君 理事 広川シズエ君
理事 早川 崇君 理事 枝村 要作君
理事 箕輪 登君 理事 後藤 俊男君
理事 加藤 万吉君 理事 西風 勲君
理事 島本 虎三君 理事 八木 一男君
理事 平等 文成君 理事 山田 耻目君
理事 八木 昇君 理事 本島百合子君
理事 山本 政弘君 理事 大橋 敏雄君
理事 和田 耕作君 理事 谷口善太郎君
理事 岡本 富夫君
理事 關谷 勝利君

昭和四十四年十二月一日(月曜日)

午後零時三十四分開議

出席委員

- 委員長 森田重次郎君
理事 澁谷 直藏君 理事 谷垣 專一君
理事 橋本龍太郎君 理事 渡辺 肇君
理事 河野 正君 理事 田邊 誠君
理事 田畑 金光君
理事 加藤 六月君 理事 久野 忠治君
理事 蔵内 修治君 理事 河野 洋平君

第一類第七号

社会労働委員会議録第一号 昭和四十四年十二月一日

- 齋藤 邦吉君 世耕 政隆君 同日
田村 元君 高橋清一郎君
竹内 黎一君 塚田 徹君
三ツ林弥太郎君 箕輪 登君
澁谷 徹郎君 赤路 友藏君
枝村 要作君 後藤 俊男君
島本 虎三君 八木 一男君
山田 耻目君 山本 政弘君
本島百合子君 和田 耕作君
大橋 敏雄君 岡本 富夫君
谷口善太郎君 關谷 勝利君
出席國務大臣 厚生大臣 齋藤 昇君
労働大臣 原 健三郎君
出席政府委員 厚生政務次官 栗山 秀君
厚生大臣官房長 戸澤 政方君
厚生省兒童家庭局長 坂元貞一郎君
厚生省年金局長 広瀬 治郎君
労働政務次官 小山 省二君
労働大臣官房長 岡部 實夫君
労働省職業安定局長 住 榮作君
委員外の出席者 厚生省環境衛生局長 城戸 謙次君
局公書部長 濱中雄太郎君
専門員 野四郎君、中山マサ君、広川シズエ君、早川崇君及び八木昇君辞任につき、その補欠として加藤六月君、三ツ林弥太郎君、田村元君、河野洋平君、塚田徹君、久野忠治君、澁徹郎君及び赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

十二月一日

委員井村重雄君、小川半次君、田中角榮君、中野四郎君、中山マサ君、広川シズエ君、早川崇君及び八木昇君辞任につき、その補欠として加藤六月君、三ツ林弥太郎君、田村元君、河野洋平君、塚田徹君、久野忠治君、澁徹郎君及び赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

委員加藤六月君、久野忠治君、河野洋平君、田村元君、塚田徹君、三ツ林弥太郎君、澁徹郎君及び赤路友藏君辞任につき、その補欠として井村重雄君、広川シズエ君、中野四郎君、田中角榮君、中山マサ君、小川半次君、早川崇君及び八木昇君が議長の指名で委員に選任された。

十二月二十九日

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

十二月一日

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

公書に係る健康被害の救済に関する特別措置法案(内閣提出第二三三号)

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

労働保険の徴収等に関する法律案(内閣提出第二九号)

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二号)

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

労働保険の徴収等に関する法律案(内閣提出第二九号)

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

公書に係る健康被害の救済に関する特別措置法案(内閣提出第二三三号)

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○森田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の、国民年金法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、労働保険の徴収等に関する法律案、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、労働保険の徴収等に関する法律案、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び労働保険の徴収等に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を議題として審査を進めます。

国民年金法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働保険の徴収等に関する法律案
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○森田委員長 この際、おはかりいたします。

国民年金法の一部を改正する法律案及び児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、労働保険の徴収等に関する法律案、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者災害補償保険法の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案は、先の国会において当委員会の審査を終了いたしましたものであります。その内容につきましても、施行期日等以外にはほぼ同一の内容のものであります。また、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案につきましては、施行期日等以外は先の国会で趣旨の説明を聴取いたしましたものと同一の内容のものであります。したがって、これら各案についての提案理由の説明聴取は省略いたしますと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○森田委員長 次に、社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○斎藤厚生大臣 社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回の改正法案は、心身障害者の福祉の向上をはかるため地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者の費用負担を軽減することにも、その健全な発展をはかり、全国的普及を促進するため、社会福祉事業振興会に新たに心身障害者扶養保険事業を行なわせることとするものであります。何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。

船員保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回の改正は、船員保険の失業部門について、配偶者等にかかる加給金及び失業の認定に関する規定を整備すること等により、失業保険金の受給者の福祉の向上をはかることとするものであります。何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。

○森田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○森田委員長 ただいま委員長の手元に、竹内君及び田畑君から厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○森田委員長 修正案の趣旨の説明を聴取いたします。竹内君。

○竹内委員 私は、ただいま議題となっておりまして厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する自由民主党及び民社党共同提案にかかる修正案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

お手元に修正案が配付してありますので、朗読は省略いたします。

何とぞ委員各位の賛成をお願いいたします。

○森田委員長 修正案について御発言はありませんか。――なければ、この際、本修正案について国会法第五十七条の三により内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。厚生大臣斎藤昇君。

○斎藤厚生大臣 ただいまの修正案につきましては、政府といたしましてやむを得ないものと存じます。

○森田委員長 これより八案及び修正案の質疑に入りますが、別に申し出もありませんので、討論に入りたいと存じます。

討論の申し出もありませんので、これより直ちに採決いたします。

国民年金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

船員保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

○森田委員長 起立多数。よって、本案は可決すべきものと決しました。

決すべきものと決しました。

○森田委員長 内閣提出の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣齋藤昇君。

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案
案
〔本号末尾に掲載〕

○斎藤國務大臣 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案について御説明申し上げます。本法は、公害対策基本法の精神にのっとり、公害のうち著しい大気汚染または水質汚濁の影響による疾病が多発した地域と当該地域における大気汚染または水質汚濁にかかる疾病を指定し、指定地域にかかる当該疾病にかかった者に対し医療費等の給付を行ない、もって公害にかかる健康被害の救済をはかることを目的とするものであります。

何とぞ御可決あらんことをお願い申し上げます。
○森田委員長 以上で提案理由の説明は終わります。

○森田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出もございませんので、質疑を省略いたします。

○森田委員長 これより討論に入るのでございますが、別に申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○森田委員長 次に、本案に対し、竹内君、河野君、田畑君、大橋君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨説明を聴取することといたします。竹内君。

○竹内委員 私は、自由民主党、日本社会党、民社党及び公明党を代表いたしまして、本案に対し附帯決議を付するの動議について御説明申し上げます。案文はお手元に配付のとおりであります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、公害対策に万全を期するためには、公害の予防、公害の排除に関する総合対策を強力に推進することが先決であることを充分自覚すると共に、公害に係る被害の救済についても、公害被害者の立場に立つて、救済制度を一層整備充実するよう、次の事項の実現に努力すべきである。

一、公害に係る健康被害の救済は、医療費等の支給に止まっているが、今後速かに葬祭料等をも含め救済内容を拡大すること。
二、医療費等の支給にあたり、所得制限等については相当議論の存するところであり、公害救済の本旨からみて従来の救済に関する行政的措置を基礎として実態に即した運用を図ること。
三、費用の支弁に関する事業者の拠出については、公害に関する事業者の責務にかんがみ、今後これが運営については適切な措置を講ずること。

ること。

四、公害に係る物的被害の救済制度及び生活保障について、具体的措置を前向きに検討すること。
右決議する。

○森田委員長 以上で説明は終わりました。採決いたします。本動議のごとく決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森田委員長 御異議なしと認め、よって、本案は附帯決議を付することに決しました。

○森田委員長 おはかりいたします。ただいま議決いたしました各案に関する委員会

国民年金法の一部を改正する法律案
国民年金法の一部を改正する法律
国民年金法(昭和三十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 死亡一時金(第五十二条の二 死亡一時金(第五十二条の二 第五十二条の六)」に、「第九章 罰則(第百一十一条 第百一十四条)」を「第九章 罰則(第百一十一条 第百一十四条)」に改める。
第一章 国民年金基金
第一節 通則(第百一十五条 第百一十七条)
第二節 基金の業務(第百一十八条 第百二十二条)
第三節 費用の負担(第百二十三条 第百三十四条)
第四節 雑則(第百三十五条 第百四十二条)
第五節 罰則(第百四十三条 第百四十八条)

第二十七条中「二百円」を「三百二十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十七条の二 第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者に支給する老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、百八十円に当該保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。
(国民年金基金の解散の場合の取扱い)
第二十七条の二 国民年金基金が解散したとき

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○森田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森田委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時五十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

は、解散前に納付された掛金に係る国民年金基金の加入員であつた期間(第八十七条の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る)は、第八十七条の二 第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなして、前条第二項の規定に適用する。

2 前項の場合において、国民年金基金の加入員であつた者が老齢年金の受給権を取得した後に当該国民年金基金が解散したものであるときは、その国民年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第二十八条第三項中「前条」を「第二十七条」に改める。

第二十九条の四に次の一項を加える。

2 第二十七条の二の規定は、通算老齢年金の額について準用する。

第三十二条第二項中「第三十六条」の下に「第一項」を加える。

第三十三条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加え、「六万円」を「九万六千円」に改め、同条第二項中「同項に定める額に一万二千円を加算した額」を「同項に定める額の百分の百二十五に相当する額」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(失権)

第三十五条 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 厚生大臣の定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき。
- 三 別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき。

第三十六条に次の一項を加える。

2 障害年金は、受給権者が別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第三十八条中「五万五千二百円」を「九万一千二百円」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 遺児年金の額は、九万一千二百円とする。

第五十条中「第二十七条」の下に「第一項」を加える。

第五十二条の四の表中

三年以上	五、〇〇〇円
五年未滿	五、〇〇〇円
一年以上	七、〇〇〇円
一年未滿	七、〇〇〇円
満	一〇、〇〇〇円

を「三年以上一〇年未滿 一〇、〇〇〇円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間が三年以上である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における当該保険料納付済期間に応じてそれぞれ同額の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とを合算した額とする。

第三章第四節の二中第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十二条の五 第二十七条の二第一項の規定は、死亡一時金について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは、「第五十二条の四第二項」と読み替へるものとする。

第五十八条中「三万二千四百円」を「三万四千八百円」に改める。

第五十九条中「該当しなくなつたとき」を「該当しなくなつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(障害福祉年金の支給停止)
第五十九条の二 障害福祉年金は、受給権者が別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第六十二条中「二万六千四百円」を「二万八千八百円」に改める。

第六十五条第二項中「第三十六条」の下に「第一項」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 第一項に規定する福祉年金は、受給権者の前年の所得が、受給権者が前年の十二月三十一日において生計を維持した受給権者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未滿で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの有無及び数に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十六条第一項中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「それぞれ前項各号の規定により計算した額」を「前項に規定する政令で定める額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した当該被災者又はその配偶者の子、孫又は弟妹であつて義務教育終了前であるか又は二十歳未滿で別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるもの有無及び数に応じて、第六十五条第六項に規定する政令で定める額をこえること。当該被災者に支給する障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金

第六十七条第二項第二号中「それぞれ前条第一項各号の規定の例により計算した額」を「前条第一項に規定する政令で定める額」に改める。

第七十七条を次のように改める。

(老齢年金の額についての特例)
第七十七条 前条の表の上欄に掲げる者であつて、被保険者期間が二十五年未滿であり、かつ、保険料納付済期間、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が十年以上であるものに支給する老齢年金の額は、第二十七条の規定にかかわらず、同条第一項に定める額と、次の第一号に掲げる額に次の第二号に掲げる額を乗じて得た額とを合算した額とする。ただし、七十歳に達した者に支給する老齢年金の額が二万一千六百円に満たないときは、二万一千六百円とする。

一 二百二十円に、三百から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額

二 保険料納付済期間と保険料免除期間の三分の一に相当する期間とを合算した期間の月数を、被保険者期間の月数で除して得た額

第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者に支給する老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、百八十円に当該保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

は、第二十七条の規定にかかわらず、同条第一項に定める額と、次の第一号に掲げる額に次の第二号に掲げる額を乗じて得た額とを合算した額とする。ただし、七十歳に達した者に支給する老齢年金の額が二万一千六百円に満たないときは、二万一千六百円とする。

一 二百二十円に、三百から被保険者期間の月数を控除した数を乗じて得た額

二 保険料納付済期間と保険料免除期間の三分の一に相当する期間とを合算した期間の月数を、被保険者期間の月数で除して得た額

第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間を有する者に支給する老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額と、百八十円に当該保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とを合算した額とする。

3 前二項の規定によつて老齢年金の額が計算される者については、第二十七条の二第一項中「前条第二項」とあるのは「第七十七条第二項」と、第二十八条第三項及び第二十八条の二第四項中「第二十七条」とあるのは「第七十七条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第七十九条の二第三項中「二万四千円」を「二万一千六百円」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第八十五条第一項を次のように改める。

国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用(次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。)に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度において納付された保険料(第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。)(の総額の二分の一に相当する額)

二 当該年度において保険料免除期間を有する者に係る給付に要する費用(次号及び次項に

規定する費用を除く。の額に、次のイに掲げる数を次のロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料免除期間の月数を三で除して得た数

ロ イに掲げる数と当該保険料納付済期間の月数とを合算した数

三 当該年度において老齢年金（老齢福祉年金を除く）、通算老齢年金及び死亡一時金の給付に要する費用（第二十七条第一項（第二十九条の四第一項）において例による場合を含む）、第五十二条の四第一項及び第七十七条第一項に定める額に相当する部分の給付に要する費用を除く。の総額の百分の二十五に相当する額

第八十七条第三項を次のように改める。

第八十七条の額は、当分の間、一月につき四百五十十円とする。

第八十七條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 被保険者（第八十九條各号又は第九十條第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者及び国民年金基金の加入員を除く。）は、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第三項に定める額の保険料のほか、三百五十円の保険料を納付する者となることができる。

2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行なわれた月（第九十四條第二項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行なうことができる。

3 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものは、いつでも、都道府県知事に申し出て、その申出をした日の属する月前における直近の基準月以後の各月に係る保険料（すでに納付されたもの及び第九十三條第一項の規定により前納されたもの（国民年金基金の加入員となつた日の属する月以後の各月に係るものを除く。）を除く。）につき第一項の規定により保険料を納付する者でなくなることができる。

4 第一項の規定により保険料を納付する者となつたものが、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日に、国民年金基金の加入員となつたときは、その加入員となつた日に、前項の申出をしたものとみなす。

第九十條第一項第三号中「二十八万円」を「政令で定める額」に改め、同項第四号中「二十八万円」を「前号に規定する政令で定める額」に改める。

第九十四條第一項中「被保険者」を「被保険者又は被保険者であつた者（老齢年金又は通算老齢年金の受給権者を除く。）」に改める。

第九十五條中「その他この法律の下に」（第十章を除く。以下この章から第八章までにおいて同じ。）を加え、同條の次に次の一條を加える。

第九十五條の二 政府は、国民年金基金が解散したときは、その解散した日において当該国民年金基金が年金の支給に関する義務を負つている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した国民年金基金から徴収する。

第九十九條及び第一百條を次のように改める。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條及び第一百條を次のように改める。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條を次のように改める。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條及び第一百條 削除

第九十九條の次に次の一條を加える。

(公告)

第百二十一條 基金は、政令の定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の名その他政令で定める事項を公告しなければならぬ。

(代議員会)

第百二十二條 基金に、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもつて組織する。

3 代議員は、加入員において互選する。

4 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。

6 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

7 前各号に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第百二十三條 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 毎事業年度の予算

三 毎事業年度の事業報告及び決算

四 その他規約で定める事項

2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に關する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

5 監事は、代議員会において選挙する。

6 理事の定数の少なくとも三分の二は、代議員でなければならない。

7 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。

8 監事は、前任者の残任期間とする。

9 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

10 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

11 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

12 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

13 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

14 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

15 監事は、基金の業務を監査する。

16 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

17 (基金の役員及び職員の公務員たる性質)

第百二十六條 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

できる。

(役員)

第百二十四條 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事は、代議員会において選挙する。

3 理事の定数の少なくとも三分の二は、代議員でなければならない。

4 理事のうち一人を理事長とし、理事が選挙する。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

6 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

8 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

9 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

10 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

11 監事は、基金の業務を監査する。

12 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

13 (基金の役員及び職員の公務員たる性質)

第百二十六條 基金の役員及び基金に使用され、その事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

14 被保険者は、その者が従事する事業又は業務に係る基金に申し出て、その加入員となることのできる。ただし、他の基金の加入員であるときは、この限りでない。

15 前項の申出をした者は、その申出をした日に加入員の資格を取得するものとする。

16 加入員は、いつでも、基金に申し出て、加入員の資格を喪失することができる。

17 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、加入員の資格を喪失する。

一 被保険者の資格を喪失したとき。

二 当該事業又は業務に従事する者でなくなつたとき。

三 第八十九条又は第九十条の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

五 当該基金が解散したとき。

18 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、加入員でなかつたものとみなす。

19 第二節 基金の業務

(基金の業務)

第百二十八條 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に關し、一時金の支給を行なうものとする。

2 基金は、加入員の脱退に關し、一時金の支給を行なうことができる。

3 基金は、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)又は生命保険会社と、当該基金が支給する年金又は一時金に關して信託又は保険の契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4 基金が支給する一時金(以下「基金一時金」という。)であつて、死亡を支給事由とするものは、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下この章において同じ。)又は通算老齢年金の受給権を取得したとき)又は通算老齢年金の受給権を取得したとき)には、その者に支給されるものでなければならない。

5 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金は、当該老齢年金又は通算老齢年金の受給権の消滅事由以外の事由によつて、その受給権を消滅させるものであつてはならない。

6 基金が支給する一時金(以下「基金一時金」という。)であつて、死亡を支給事由とするものは、少なくとも、当該基金の加入員又は加入員であつた者が死亡した場合において、その遺族が死亡一時金を受けたときには、その遺族に支給されるものでなければならない。

7 第百三十條 基金年金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。

8 老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金の額は、百八十円(第二十八條第二項(第二十九條の五)において準用する場合を含む。)又は第二十八條の二第三項の規定により支給される老齢年金又は通算老齢年金の受給権者に支給する基金年金については、政令で定める額。以下同じ。)に納付された掛金に係る当該基金の加入員であつた期間(第八十七條の規定による保険料に係る保険料納付済期間である期間に限る。以下「加入員期間」という。)の月数に乗じて得た額をこえるものでなければならない。

9 死亡を支給事由とする基金一時金の額は、当該基金の加入員期間に応じて第五十二條の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額をこえるものでなければならない。

第百三十一條 老齡年金又は通算老齡年金の受給権者に支給する基金年金は、当該老齡年金又は通算老齡年金がその全額につき支給を停止されている場合を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該基金年金の額のうち、百八十円に当該基金に係る加入員期間の月数を乗じて得た額をこえる部分については、この限りでない。

(資金の運用等)

第百三十二條 基金の業務上の余裕金の運用は、政令の定めるところにより、基金の業務の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

2 基金は、事業年度その他その財務に關しては、前項の規定によるほか、政令の定めるところによらなければならない。

第三節 費用の負担

(国庫負担)

第百三十三條 国庫は、毎年度、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

- 1 当該年度において老齡年金又は通算老齡年金(その全額につき支給を停止されているものを除く)の受給権者に支給する基金年金に要する費用 百八十円に当該基金の加入員期間の月数を乗じて得た額の百分の二十五に相當する額
- 2 当該年度において死亡を支給事由とする基金一時金に要する費用 当該基金の加入員期間に應じて第五十二條の四第一項の表の下欄に定める額の二分の一に相當する額の百分の二十五に相當する額

(掛金)

第百三十四條 基金は、基金年金及び基金一時金に關する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 掛金は、加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月

までの間の各月につき、徴収するものとする。

3 掛金は、政令の定めるところにより、その額が算定されるものでなければならない。

第四節 雜則

(解散)

第百三十五條 基金は、次に掲げる理由により解散する。

- 1 代議員の定数の四分の三以上の多数による代議員会の議決
- 2 基金の事業の継続の不能
- 3 第百四十二條第五項の規定による解散の命令

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

(基金の解散による基金年金等の支給に關する義務の消滅)

第百三十六條

基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る基金年金及び基金一時金の支給に關する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた基金年金又は基金一時金でまだ支給していないものの支給に關する義務については、この限りでない。

(清算)

第百三十七條

基金が第百三十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる場合には、厚生大臣が清算人を選任する。

- 1 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
- 2 基金が第百三十五條第一項第三号の規定により解散したとき。
- 3 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

3 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

4 第百二十六條の規定は、基金の清算人について、民法第七十三條及び第七十八條から第八十條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十八條の規定は、基金の清算について準用する。この場合において、同法第百三十八條第四号中「裁判所」とあるのは、「厚生大臣」と読み替へるものとする。

5 解散した基金の財産の処分の方法その他清算

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第十二條第一項	加入員	市町村長	基金
第十二條第二項	加入員の属する世帯の世帯主	被保険者	加入員
第十六條	基金年金及び基金一時金を受ける権利	社会保険庁長官	基金
第十八條第一項及び第二項	基金年金の支給		
第十九條第一項、第三項本文、第五項及び第六項	未支給の基金年金		
第二十二條	基金		
第二十三條	基金		
第二十四條	基金年金及び基金一時金を受ける権利	老齡年金(第七十九條の二第一項の規定によつて支給されるものを除く)又は通算老齡年金	基金年金又は脱退を支給事由とする基金一時金
第二十五條	基金年金及び基金一時金	老齡年金(第七十九條の二第一項の規定によつて支給されるものを除く)及び通算老齡年金	基金年金及び脱退を支給事由とする基金一時金
第七十條後段及び第七十一條第一項	死亡を支給事由とする基金一時金	夫、男子たる子、父、祖父又は被保険者若しくは被保険者であつた者	加入員又は加入員であつた者

に關し必要な事項は、政令で定める。
(準用規定)
第百三十八條 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第八十八条	加入員	保険料	掛金
第九十五条、第九十六項まで、第九十七項及び第九十八項	掛金及びこの条において準用する第二十三条の規定による徴収金	社会保険庁長官 厚生大臣 前条第一項	基金 基金 この条において準用する第九十六條第一項
第一百一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第一百一条の二	加入員の資格に関する処分、基金年金若しくは基金一時金若しくはこの条において準用する第二十三条の規定による徴収金に関する処分	前条第一項	この条において準用する第一百一条第一項
第一百二条第一項及び第二項	基金年金		
第一百二条第三項及び第四項	掛金及びこの条において準用する第二十三条の規定による徴収金並びに基金一時金		
第一百三条	この章又はこの章の規定に基づく命令に規定する期間の計算	この法律	この章
第一百五条	加入員及び基金年金又は基金一時金の受給権を有する者	都道府県知事又は市町村長 社会保険庁長官又は都道府県知事 社会保険庁長官、都道府県知事又は市町村長	基金 基金 基金
第一百十條	この章の実施のための手続その他その執行について必要な細則	この法律	この章

(届出)
 第三百二十九条 基金は、厚生省令の定めるところにより、その加入員の資格の取得及び喪失に關する事項を当該加入員の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。
 (報告書の提出)
 第四百十條 基金は、厚生省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生大臣に提出しなければならない。

提出しなければならない。
 (報告の徴収等)
 第四百十一條 厚生大臣は、基金又は解散した基金について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは解散した基金の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。
 2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (基金に対する監督)
 第四百十二條 厚生大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金の清算事務(以下「基金の事業の執行」という。)が法令、規約若しくは厚生大臣の処分違反していると認めるとき、基金の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金の役員若しくは解散した基金の清算人が基金の事業の執行を明らかに怠つていたり認めるときは、期間を定めて、基金若しくはその役員又は解散した基金若しくはその清算人に対し、基金の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、
 2 厚生大臣は、基金の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができ、
 3 基金若しくはその役員若しくは解散した基金若しくはその清算人が第一項の命令に違反したとき、又は基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、当該基金又は解散した基金に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員又は清算人の全部又は一部の改任を命ずることができる。
 4 基金又は解散した基金が前項の命令に違反したときは、厚生大臣は、同項の命令に係る役員を改任し、又は同項の命令に係る清算人を解任することができる。
 5 基金が第一項の命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣は、当該基金の解散を命ずることができる。
 6 厚生大臣は、前二項の規定による処分をするときは、当該役員又は清算人に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。
 第五節 罰則
 第四百十三條 第四百十一條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
 第四百十四條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。
 第四百十五條 基金又は解散した基金が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員、代理人若しくは使用人その他の従業者又は解散した基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。
 一 第二百十條第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 二 第三百二十九條の規定に違反して、届出をせず、

ず、又は虚偽の届出をしたとき。
三 第四十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 第四十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 この章の規定により基金が行なうものとされた事業以外の事業を行なつたとき。
第六十六条 基金が、第二十一条の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたときは、その役員は、一万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。
一 加入員が、第三十八条において準用する第十二条第一項又は第五十一条第一項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。ただし、第三十八条において準用する第十二条第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて世帯主から届出がなされたときを除く。
二 加入員が、第三十八条において準用する第十二条第一項又は第五十一条第一項の規定に違反して、虚偽の届出をしたとき。
三 加入員の属する世帯の世帯主が、第三十八条において準用する第十二条第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により届出をする場合に虚偽の届出をしたとき。

四 戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、第三十八条において準用する第五十一条第四項の規定に違反して、届出をしなかつたとき。
第六十八条 第四十八条第二項の規定に違反して、国民年金基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則第七條の二第四項中「昭和三十六年四月一日以降の通算対象期間を合算した期間」を「被保険者期間(一年未満のものを除く。）」と昭和三十六

年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間(一年未満のものを除く。))とを合算した期間に改める。
附則
(施行期日等)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。
一 附則第十五条及び附則第十六条の規定 昭和四十五年一月一日
二 第八十五条第一項の改正規定 昭和四十五年四月一日
三 第二十七条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第三十二条第二項の改正規定、第三十三条の改正規定(同条第一項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分を除く。)、第三十五条の改正規定、第三十六条に一項を加える改正規定、第三十八条の改正規定、第四十三条の改正規定、第五十二条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第五十九条の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第六十五条第二項の改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部分を除く。)、及び第八十七条第三項の改正規定並びに附則第十三条、附則第十四条及び附則第十八条の規定 昭和四十五年七月一日
四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一項を加える改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定(同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。)、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一項を加える改正規定、第七十七条の改正規定(第二項に係る部分に限る。)、第八十七条の次に一項を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の

次に一條を加える改正規定、第九十九条の次に一條を加える改正規定、第一百零一条の次に一條を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七條、附則第十九條から附則第二十三條まで、附則第二十六條及び附則第二十九條の規定、昭和四十五年十月一日
2 この法律による改正後の第五十八條、第六十二条及び第七十九条の二第三項の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。
(従前の年金給付の額の改定)
第二條 昭和四十五年七月一日において現に老齢年金(老齢福祉年金を除く。以下同じ。)、通算老齢年金、障害年金(障害福祉年金を除く。以下同じ。)、母子年金(母子福祉年金を除く。以下同じ。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。以下同じ。))又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該年金給付については、同月から、その額をこの法律による改正後の第二十七条の規定を適用する第二十八条第三項(第二十九条の五において準用する場合を含む。))又はこの法律による改正後の第三十三条、第三十八条(第四十一条の三において準用する場合を含む。))若しくは第四十三条の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。
第三條 昭和四十四年十月一日において現に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齡福祉年金(以下「福祉年金」といふ)を受ける権利を有する者に支給する当該福祉年金については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八條、第六十二条(第六十四条の四において準用する場合を含む。))又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。
第四條 老齡年金、通算老齡年金、障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の額で昭和四十五年六月以前の月分のもので並びに障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齡福

祉年金の額で昭和四十四年九月以前の月分のもので並びに死亡一時金で昭和四十五年七月一日においてまだ支給していないものの額においては、なお従前の例による。
(障害年金等の支給に関する経過措置)
第五條 昭和四十五年七月一日前に別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたため障害年金の支給事由となつた傷病により、同日において同表に定める程度の廃疾の状態にあるとき、又は同月二日から当該障害年金の受給権者でなくなつた日から起算して三年を経過した日の前日までの間において、同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至つたとき(昭和四十五年七月一日以後同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至るまでの間において、第三十五条第二号に規定する厚生大臣の定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときを除く。))は、第三十条第一項の規定にかかわらず、その者に同条の障害年金を支給する。
2 前項の規定は、障害福祉年金について準用する。この場合において、同項中「別表に定める程度」とあるのは、「別表に定める一級に該当する程度」と、「同表に定める程度」とあるのは、「同表に定める一級に該当する程度」と、「第三十条第一項」とあるのは、「第五十六条第一項本文」と、それぞれ読み替へるものとする。
(福祉年金の支給停止に関する経過措置)
第六條 この法律による改正後の第六十五条第六項、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項(第七十九条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。
2 夫及び妻がともに老齡福祉年金を受けることができることによる当該老齡福祉年金の支給の

第一類第七号 社会労働委員会議録第一号 昭和四十四年十二月一日

九

停止は、昭和四十四年十月以降の月分については行なわれないものとし、同月前の月分の当該老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(国庫負担に関する経過措置)

第七條 この法律による改正後の第八十五條第一項の規定による国庫の負担は、昭和四十五年以降の年度分から適用し、この法律による改正後の同項の規定による国庫負担の額とこの法律による改正前の同項の規定による国庫負担の額との調整に關して必要な措置は、政令で定める。

(保険料等に関する経過措置)

第八條 昭和四十五年六月以前に係る保険料については、なお従前の保険料の額による。
第九條 昭和四十七年七月以後の月分の保険料については、この法律による改正後の第八十七條第三項中「四百五十円」とあるのは、「五百五十円」とする。
第十條 昭和四十五年七月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき三百五十円(昭和四十七年七月以後の各月については、四百五十円)、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円(昭和四十七年七月以後の各月については、四百円)とする。

2 前項に規定する者については、第八十七條の二第一項及び第二項中「前条第三項」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十條第一項」と読み替えるものとする。
3 昭和四十二年一月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に同年七月一日以後の期間について前納された保険料のうち、国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)附則第十四條第一項に規定する保険料の額

に相当する部分は、第一項の規定により当該期間について追加して納付すべき額の保険料に、さきに来る月の分から順次充当するものとする。
第十一條 前条第一項の期間を有する者について、第二十七條第一項の規定により年金額の計算を行なう場合(同条の例により年金額の計算を行なう場合を含む)において、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、第二十七條第一項第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 第八十九條又は第九十條の規定により前条第一項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月 二百四十円
二 前号に掲げる月以外の月 二百円
2 前条第一項の期間を有する者について、第七十七條第一項の規定により年金額の計算を行なう場合において、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、第七十七條第一項第一号中「二百二十円」とあるのは、第八十九條又は第九十條の規定により前条第一項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月については「九十円」と、これらの月以外の月については「七十五円」と、それぞれ読み替えるものとする。
3 昭和四十五年七月前の前納に係る期間につき国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十二号)附則第十四條第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月は、前条第一項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月とみなして、前二項の規定を適用する。
第十二條 昭和五十年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、第八十七條第三項又は附則第十條第一項に規定する額にそれぞれ百円を加えた額とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四條第二項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。
(保険料納付の特例)
第十三條 被保険者又は被保険者であつた者は、都道府県知事に申し出て、昭和四十五年七月一日前のその者の被保険者期間(国民年金法附則第六條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間及びこの法律附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く)のうち、保険料納付済期間又は保険料免除期間以外の期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る)について、一月につき四百五十円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和四十七年六月三十日までに行なわなければならない。ただし、同日までに六十五歳に達する者は、六十五歳に達する日の前日までとする。
3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次に行なうものとする。
4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。
(任意加入被保険者の特例)
第十四條 第七十五條第一項又は国民年金法附則第七條第一項の規定による被保険者であつた者であつて、第七條第二項第一号、第二号又は第三号のいずれにも該当しないものは、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができ。ただし、日本国民でない者又は日本国内に住所を有しない者は、この限りでない。
2 前項の申出は、昭和四十五年九月三十日までに行なわなければならない。
3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。
4 第一項の申出をした者は、昭和四十七年六月

三十日(同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日)までに、昭和三十六年四月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間であつて、その者の次に掲げる期間以外のものの各月につき四百五十円を納付することができる。
一 被保険者期間
二 他の公的年金制度に係る通算対象期間
5 第七十五條第三項から第五項まで、国民年金法附則第七條第三項並びに前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による被保険者について準用する。この場合において、第七十五條第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十四條第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間」とその申出をした日以降の被保険者期間とを合算した期間(他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間で一年未満のものを除く。以下「と読み替えるもの」とする)と読み替えるものとする。
6 第一項の規定による被保険者が第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における国民年金法附則第七條の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間(一年未満のものを除く。以下「と読み替えるもの」とする)と読み替えるもの」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十四條第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間、その申出をした日以降の被保険者期間及び同日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間(他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間

3 前項の規定による被保険者が第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における国民年金法附則第七條の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間(一年未満のものを除く。以下「と読み替えるもの」とする)と読み替えるもの」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十四條第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間、その申出をした日以降の被保険者期間及び同日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間(他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間

3 前項の規定による被保険者が第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合における国民年金法附則第七條の二の規定の適用については、同条第四項中「被保険者期間(一年未満のものを除く。以下「と読み替えるもの」とする)と読み替えるもの」とあるのは、「昭和三十六年四月から国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十四條第一項の申出をした日の属する月の前月までの期間、その申出をした日以降の被保険者期間及び同日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間(他の公的年金制度に係る通算対象期間で一年未満のもの及び他の公的年金制度に係る通算対象期間以外の期間

で一年未満のものを除く。」と読み替えるものとする。

(任意加入の特例)

第十五条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、昭和三十六年四月一日において被保険者とならなかつたもののうち、第七條第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者は、同項及び第七十四條の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることが出来る。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国民でないとき。
二 日本国内に住所を有しないとき。
三 被用者年金各法に基づく通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

2 前項の申出は、昭和四十五年六月三十日までに行なわれなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、第七條第二項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なり申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわれなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、第九條各号(第四号を除く。)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたときは、その日)

に被保険者の資格を喪失する。
一 第七條第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 保険料を滞納し、第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 被保険者期間(一年未満のものを除く。)と昭和三十六年四月一日以降の他の公的年金制度に係る通算対象期間(一年未満のものを除く。)とを合算した期間が十年に達したとき。

五 被保険者期間が五年に達したとき。

六 第七十八條第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたとき。

7 第一項の規定による被保険者の保険料の額は、第八十七條第三項の規定にかかわらず、一月につき七百五十円とする。

8 第一項の規定による被保険者については、第八十七條の二、第八十九條、第九十條及び国民年金法附則第七條の二の規定を適用しない。

第九十條 前條第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の保険料納付済期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の保険料納付済期間が五年に達したときは、第二十六條に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

2 前項の規定によつて支給する老齢年金の額は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、三万円とする。

3 第二十八條及び第二十八條の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

4 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一號)第五條の規定の適用については、第七十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金とみなす。

(名称の使用制限に關する経過措置)
第十七條 昭和四十五年十月一日において現に国民年金基金という名称を使用している者については、第九十八條第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

(国民年金法の一部を改正する法律の一部改正)
第十八條 国民年金法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。

附則第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(地方税法の一部改正)
第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第二項第四号中「石炭鉱業年金基金」の下に、「国民年金基金」を加える。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第二十條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六十六號)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第百一条」の下に、「同法第百三十八條において準用する場合を含む。以下

国民年金基金

国民年金法

(法人税法の一部改正)
第二十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中国民生活研究所の項の次に次のように加える。

国民年金基金

国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一號)

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三百十號)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第二項、附則第二十六條第二項、附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第六項」を「第五項」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七號)の一部を

同じ。」を加える。
第三條第二号中「又は石炭鉱業年金基金」を「、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金」に改める。

第四條第一項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、同條第二項中「被保険者」の下に「若しくは加入員」を加え、「若しくは標準報酬」を「標準報酬」に改める。

第九條第一項中「又は国民年金事業の管掌者」を「、国民年金事業の管掌者又は国民年金基金」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)
第二十一條 通算年金通則法の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「昭和三十四年法律第四百一十一號」の下に、「第十章を除く。」を加える。

(所得税法の一部改正)
第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中国民生活研究所の項の次に次のように加える。

国民年金基金

国民年金法

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十五條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七號)の一部を

次のように改正する。

附則第六条第四項、附則第十三条第二項、附則第十九条第二項及び附則第二十五条第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三中九の項の次に次のように加える。

九の二 国民年金基金	国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十号)	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであること を証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。
------------	-----------------------	--	--

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第二十七条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第六十二号の七を第六十二号の八とし、第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をするこ

と。

第十四条の二中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国民年金基金を指導監督すること。
第三十六条の四中「第六十二号の六」を「第六十二号の七」に改める。

理由

最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の老齢化傾向とにかんがみ、拠出制年金について、その額を引き上げ、高齢者の任意加入の途を再び開くほか、所得比例制を採用し、国民年金基金制度を設ける等制度全般にわたつて改善を加えるとともに、あわせて福祉年金の額を引き上げ、支給制限を緩和する等年金による所得保障の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律

(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 二以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、社会保険庁長官の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。
2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、第六条の適用事業所でなくなつたものとみなす。

第十五条第二項中「三箇月」を「六月」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。
3 第一項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に、被保険者の資格を取得するものとする。
第二十条中「基き」を「基づき」に、「左の」を「次の」に改め、同条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円未満
第二級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第三級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第四級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第五級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第六級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第七級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第八級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第九級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第一〇級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第一級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第一二級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第一三級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第一四級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第一五級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第一六級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第一七級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満

第一八級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第一九級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二〇級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第二一級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二二級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第二三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第二四級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二五級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二六級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二七級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二八級	一〇〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「二百五十円」を「四百円」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者については一万二千円とし、その計算の基礎となる子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち一人については七千二百円とする。

第三十八条を次のように改める。

(併給の調整)
第三十八条 二以上の年金たる保険給付(その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。)の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「この条において以下」を「この号及び次号において」に改め、同条第二項中「一級又は二級を」程度」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに

規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、同項の老齢年金の支給額を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の老齢年金を支給する。

4 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の老齢年金を支給する。

「属する月の翌月」を「属する月」に改める。

第四十六條第二項中「一級又は二級」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十二条第四項の規定によつて支給する老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級以外の等級である期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第四十六條の三に次の二項を加える。

2 被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない被保険者で、前項第一号イからニまでのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、同項の通算老齢年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

第四十六條の七第四項中「第二項の場合」を「第三項の場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四十六條の三第三項の規定によつて支給する通算老齢年金は、受給権者である被保険者が六十五歳に達するまでの間において、その者の標準報酬等級が第一級以外の等級である期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第五十條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第六十條第二項中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第七十七條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第九十六條の規定による命令に従わなかつたとき」を「第九十六條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問にに応じなかつたとき」に改め、同条第二号中「第九十七條」を「第九十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第八十一条第五項第一号中「千分の五十五」を「千分の六十五」に、「千分の三十一」を「千分の三十九」に改め、同項第二号中「千分の三十九」を「千分の四十九」に、「千分の十九」を「千分の二十七」に改め、同項第三号中「千分の六十七」を「千分の七十七」に、「千分の三十一」を「千分の三十九」に改め、同項第四号中「千分の五十五」を「千分の六十五」に改める。

第八十七條第六項中「第八十五條の二」を「第

四十條の二及び第八十五條の二」に改める。

第九十六條を次のように改める。

(受給権者に関する調査)
第九十六條 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状況その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給権者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第九十七條に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による当該職員の診断について準用する。

第九十八條第三項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第四種被保険者又は」を削り、「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改める。

第一百條第二項を次のように改める。

2 第九十六條第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

第九十九條第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

第三百三十一條第一項第二号中「三十日」を「一月」に改める。

第四百四十一條第一項中「、第八十七條第一項から第五項まで、第八十八條及び第八十九條」を「から第八十九條まで」に、「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改める。

第四百四十八條第二項中「第二項」の下に「において準用する第九十六條第二項」を加え、「同

条」を「第百条」に改める。

第百五十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行なう。

第百六十四条第二項中「第八十八条及び第八十九条を」から第八十九条まで」に改め、「第五項」の下に「並びに第八十七条第一項を加え、同条を」第八十六条」に改める。

第百七十四条中「第四項中」都道府県知事」を「第四項中」社会保険庁長官」に改める。

第百七十八条第二項中「第二項」の下に「において準用する第九十六條第二項を加え、同条」を「第百条」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

(適用事業所の範囲の拡大)

第二条の二 政府は、常時五人以上の従業員を使用しないことにより厚生年金保険の適用事業所とされていない事業所について、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、適用事業所とするための効率的方策を調査研究し、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

附則第十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 継続した十五年間における旧法による三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による三種被保険者であつた期間とこの法律による三種被保険者であつた期間とに基づく被

保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、第四十二条第一項に該当しない場合においても、同項の老齢年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、第四十二条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の老齢年金を支給する。

附則第二十八條の二第五項中「第一項のを削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者期間が一年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない被保険者で、前項第一号イ又はロのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、同項の特例老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者が通算老齢年金の支給を請求することができるときは、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の特例老齢年金を支給する。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第一級	一一、〇〇〇円	四〇〇円	一三、〇〇〇円未満
第二級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満

等級	標準報酬月額	標準報酬日額	報 酬 月 額
第三級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第四級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満
第五級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満
第六級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満
第七級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満
第八級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第九級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第一〇級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第一級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第二級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第三級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第四級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第五級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第六級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第七級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満
第八級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第九級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第二〇級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第三級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第三級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第四級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第五級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第六級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第七級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第八級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満

第二九級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第三〇級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第三一級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二三、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第三二級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	

第十一條を次のように改める。

第十一條 船舶が沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ船舶内ニ在リシ被保險者若ハ被保險者タリシ者若ハ船舶内ニ在リテ其ノ船舶ノ航行中行方不明ト為リタル被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ死亡ガ三月間以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ在リテハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ船舶ガ沈没シ転覆シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル日又ハ其ノ行方不明ト為リタル日ニ其ノ者ハ死亡シタルモノト推定ス航空機ガ墜落シ滅失シ若ハ行方不明ト為リタル際現ニ其ノ航空機内ニ在リシ被保險者若ハ被保險者タリシ者若ハ航空機内ニ在リテ其ノ航空機ノ航行中ニ行方不明ト為リタル被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡ガ三月間分明ナラザル場合又ハ之等ノ死亡ガ三月間以内ニ分明シ且其ノ死亡ノ時期ガ分明ナラザル場合ニ於テ亦同ジ

第二十條第一項中「三月」を「六月」に改め、「継続シテ」を削り、同条第三項中「第一項ノ申請ヲ為シタル者」を「前項ノ者」に改め、「継続シテ」を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ申請ヲ為シタル者ハ其ノ申請ガ受理セラレタルトキハ最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日又ハ其ノ申請ガ受理セラレタル日ノ中其ノ者ノ選択スル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

但シ其ノ月ニ於テ更ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條ノ五中、「前条又ハ第二十七條ノ二」を「又ハ前条」に改める。

第二十三條ノ六の次に次の一項を加える。

第二十三條ノ七 二以上ノ年金タル被保險者付（其ノ全額ニ付支給ヲ停止セラレタル年金タル被保險者付ヲ除ク）ヲ受クル権利ヲ有スル者ニハ其ノ者ノ選択ニ依リ其ノ一ヲ支給シ他ノ支給ヲ停止ス

第二十五條ノ二第二項中「船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不明ト為リ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ船舶航行中行方不明ト為リタルニ因リ」を削り、「推定セラレタル場合」ヲ「推定セラレル事由ノ生ジタル場合」に改める。

第二十七條ノ二第一項を次のように改める。

第二十七條ノ二第一項 被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ被保險者付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノアルトキハ被保險者タリシ者ノ遺族ハ自己ノ名ニ於テ其ノ未支給ノ被保險者付ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

第二十七條ノ二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項ノ支給金」を「未支給ノ被保險者付」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ死亡シタル者ガ死亡前ニ其ノ被保險者付ノ請求ヲ為サザリシトキハ被保險者タリシ者ノ遺族ハ自己ノ名ニ於テ其ノ被保險者付ヲ請求スルコトヲ得

第二十七條ノ二に次の一項を加える。

未支給ノ被保險者付ヲ受クベキ同順位者ガ二人以上在ルトキハ其ノ一人ノ為シタル請求ハ全員ノ為ニ其ノ全額ニ付為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ對シテ為シタル支給ハ全員ニ對シテ為シタルモノト看做ス

第二十七條ノ三第二項を次のように改める。

本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ廢疾又ハ死亡ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日（第十一條ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラレタル場合ニ在リテハ死亡ノ推定セラレル事由ノ生ジタル日）ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第三十四條第三項中「一級又ハ二級ニ該当スル」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

第一項各号ノ一ニ該当スル六十歳以上六十五歳未満ノ被保險者其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級タルトキハ同項ノ老齡年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ老齡年金ヲ支給ス

第三十五條第一号中「六万円」を「九万六千円」に、「四万円」を「六千四百円」に、「三万円」を「四万八千円」に改める。

第三十六條第一項中「配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円」を「配偶者ニ在リテハ一万二千円、其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」に改める。

第三十八條第二項中「一級又ハ二級」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十四條第五項ノ規定ニ依リ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級以外ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間其ノ老齡年金ノ支給ヲ停止ス

金ノ支給ヲ停止ス

第三十八條ノ二中「三十日ヲ経過シタルトキハ」を「一月ヲ経過シタルトキハ其ノ経過シタル日ノ属スル月ヨリ」に改める。

第三十九條ノ二に次の二項を加える。

被保險者タリシ期間一年以上ニシテ第三十四條第一項各号ノ何レニモ該當セザル被保險者ニシテ前項第一号イ乃至ニ何レカニ該當スル六十歳以上六十五歳未満ノモノ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級タルトキハ同項ノ通算老齡年金ノ支給ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ通算老齡年金ヲ支給ス

第三十九條ノ五第四項中「第二項ノ場合」を「第三項ノ場合」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第三十九條ノ二第三項ノ規定ニ依リ通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第一級以外ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間其ノ通算老齡年金ノ支給ヲ停止ス

第四十一條第一項第一号中「三万円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第四十一條ノ二第一項中「配偶者又ハ子一人ニ付四千八百円」を「配偶者ニ在リテハ一万二千円、其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」に改める。

第四十三條 削除

第五十條ノ二第一項第二号中「七千五百円」を「一万二千円」に改め、同項第三号中「一万五千元」を「九万六千円」に改める。

第五十條ノ三第一項中「子アルトキハ其ノ子一人ニ付四千八百円」を「子一人アルトキハ七

千五百円」に改め、同項第三号中「一万五千元」を「九万六千円」に改める。

第五十條ノ三第一項中「子アルトキハ其ノ子一人ニ付四千八百円」を「子一人アルトキハ七

千二百円ヲ、二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

遺族年金ノ支給ヲ受クル子二人アルトキハ七千二百円ヲ、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円ヲ加ヘタル金額ヲ前条各項ノ遺族年金ノ額ニ加給ス

第五十一條第二項中「支給金」を「未支給ノ保険給付」に改める。
第五十九條第五項第一号中「千分ノ二百五」を「千分ノ二百十九」に改め、同項第二号中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百八」に改め、同項第三号中「千分ノ六十七」を「千分ノ八十一」に改める。

第六十條第一項第一号中「二百五十分ノ六十八」を「二百九十分ノ七十五」に、「二百五十分ノ百三十七」を「二百九十分ノ百四十四」に改め、同項第二号中「百九十四分ノ六十二・五」を「二百八分ノ六十九・五」に、「百九十四分ノ百三十一・五」を「二百八分ノ百三十八・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一号中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二号中船員保険法第五十九條第五項第三号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2 次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条第一項及び第五項、第四十二条第二項、第四十三条第四項、第四十六条第二項、第五十条第一項、第六十条第二項、第八十一条第五項第一号から第三号まで並びに第三百一十一条の規定並びにこの

法律による改正後の船員保険法第四条第一項、第三十四条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八條第二項、第三十八條ノ二、第四十一條第一項、第四十一條ノ二第一項、第五十條ノ二第一項及び第三項、第五十條ノ三第一項及び第二項、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條第一項の規定

二 附則第三条から附則第九号まで、附則第十八条から附則第二十七条まで及び附則第三十条の規定

三 附則第三十三条の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二十六条の規定、附則第四十七条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第八条第一項及び第二項、附則第十四條第一項及び第二項、附則第十九條第三項、附則第三十一条第一項並びに附則第四十二條第三項の規定並びに附則第五十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に關する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条第四項、第二十条第三項、第二十一条及び第三十四条第三項の五第三項の規定

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十四年十一月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く）のうち、同年十月の標準報酬月額が七千円、八千円若しくは九千円である者又は六万円である者（報酬月額が六万二千円未満である者を除く）の標準報酬は、当該標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、

昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が一万円未満である第四種被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、一万円とする。

第三条 昭和四十四年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者であつた者（同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万円に満たないものがあるときは、これを一万円とする）。

第四条 昭和三十二年十月一日前に被保険者であつた者であつて、同日以後の被保険者であつた期間（厚生年金保険法第四十三条第三項（同法第四十六条の四第三項において準用する場合を含む）又は第五十一条第一項の規定により基本年金額の計算の基礎となし、被保険者であつた期間を除く。以下この条において同じ）が三年以上であるもの（昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその基本年金額を計算する場合において、同法第三十四条第一項第二号の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日前の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎となし）。

2 昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同日以後の被保険者であつた期間が三年以上である者（昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその基本年金額を計算する場合において、厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の規定にかかわらず、被保険者であつた期間のうち最近の三年間以外の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎となし）。

3 前二項に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者（基本年金額を計算する場合において、厚生年金保険法第三十四条第四項中「平均標準報酬月額」とあるのは、「平均標準報酬月額（当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号）附則第四条第一項又は第二項の規定に該当するものである場合に於ては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額）」とする）。

第五条 前条に規定する者のうち、被保険者であつた期間の一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金については、厚生年金保険法第三十四条第一項第二号に掲げる額は、厚生年金基金の加入員であつた期間をその計算の基礎として同号及び同条第四項並びに前二条の規定を適用して計算した額から同法第三十二条第二項第一号及び第二号に規定する額を控除して得た額とする。

第六条 昭和四十四年十一月一日において既に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同章及び附則第三条から前条までの規定により計算した額とする。

第七条 昭和四十四年十一月一日において既に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一般の廢疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相當する給付の額を除く）を十五万円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相當する給付の額を除く）を十二万円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受け権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。この項及び次項において同じ。)が十五万円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が十二万円である者の廃疾の程度が同表に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を十二万円又は十五万円に改定することができる。

3 年金の額が十二万円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第八条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。)を九万六千円とする。

2 前項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第九条 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同項の規定にかかわらず、配偶者については一萬二千円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち一人については七千二百円とする。

第十条 附則第六条から附則第八条までに規定する保険給付の額(前条に規定する加給金又は増額金に相当する給付の額を含む。)で昭和四十四年十月以前の月分のもので並びに厚生年金保険の障害手当金及び脱退手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第五條に規定する者のうち、厚生年金基金の加入員でなかつた被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金に要する費用については、国庫は、厚生年金保険法第八十条第一項第三條の規定は、これらに該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額とする。

2 附則第五條に規定する者のうち、厚生年金基金の加入員でなかつた被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金に要する費用については、国庫は、厚生年金保険法第八十条第一項第三條の規定は、これらに該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額とする。

2 附則第五條に規定する者のうち、厚生年金基金の加入員でなかつた被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間である者に支給する老齢年金又は通算老齢年金に要する費用については、国庫は、厚生年金保険法第八十条第一項第三條の規定は、これらに該当するものである場合にあつては、これらの規定により計算した平均標準報酬月額とする。

2 項第二号に掲げる額を控除して得た額を附則第五條の規定により同法第三十四條第一項第二号に掲げる額とされた額で除して得た数を、当該老齢年金又は当該通算老齢年金に要する費用に乘じて得た額の百分の五を負担する。

3 附則第六條の規定により、その額が附則第四條第三項又は附則第五條の規定により計算した額とされた保険給付に要する費用について、厚生年金保険法第八十条第一項の規定を適用する場合に、前二項の規定を準用する。

第十四條 昭和四十九年十一月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の五を加えた率とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料率に、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第十五條 昭和四十五年一月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該前納期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合における納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から百五十円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る被保険者期間の月数を乘じて得た額を控除した額とする。

2 標準報酬月額が一万二千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、同法第四條第六項の規定にかかわらず、一万二千円とする。

第十七條 この法律による改正後の船員保険法第十一條の規定は、この法律の公布の日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際これに乗つており、又は同日前に船舶若しくは航空機に乗つていてその航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからないか、又は三月以内にその死亡が明らかとなり同日においてはまだ死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

第十八條 昭和四十四年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者に關し、同日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万二千円に満たないものがあるときは、これを一万二千円とする。

第十九條 昭和三十二年十月一日前に被保険者であつた者であつて、同日以後の被保険者であつた期間(老齢年金、通算老齢年金又は障害年金の額の計算の基礎となしな被保険者であつた期間

間及び脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間を除く。以下この条において同じ。が三年以上であるものに關し、昭和四十四年十一月一日以後の老齢、廃疾又は死亡を支給事由とする保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその額の計算の基礎となる平均標準報酬月額を計算する場合においては、船員保険法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日前の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 昭和三十二年十月一日以後の被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日前及び同日以後の被保険者であつた期間が三年以上である者に關し、昭和四十四年十一月一日以後に老齢、廃疾又は死亡を支給事由とする保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその額の計算の基礎となる平均標準報酬月額を計算する場合には、船員保険法第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間のうち最近の三年間以外の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第二十条 昭和四十四年十一月一日において現に老齢年金、通算老齢年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、附則第二十二條から附則第二十四條まで及び附則第二十七條に規定するものを除くほか、その額（加給金の額を除く。）を、それぞれこの法律による改正後の船員保険法第三十五條（第三十九條ノ三においてその例による場合を含む）、第四十一條及び第五十條ノ二並びに前二條の規定により計算した額とし、その加給金の額を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十六條第一項、第四十一條ノ二第一項及び第五十條ノ三の規定により計算した額とする。

第二十一条 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十

九年法律第十六号）附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）をこの法律による改正後の船員保険法第三十五條並びに附則第十八條及び附則第十九條第二項の規定に準じて計算した額とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第三十六條第一項の規定に準じて計算した額とする。

第二十二條 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十七條の規定による特別老齢年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額を船員保険法第三十九條ノ三においてその例によるこの法律による改正後の同法第三十五條並びに附則第十八條及び附則第十九條の規定により計算した額とする。

第二十三條 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第八條第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）が十二万四千八百円に満たないときは、これを十二万四千八百円とし、その加給金の額をこの法律による改正後の船員保険法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

第二十四條 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第五條に規定する職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二條の規定による改正前の船員保険法第四十一條第一項の規定により計算した額と同法別表第四上欄に定める養疾の程度に応じた額の表の中欄に定める金額とを合算した額（その額が同表の下欄に定める金額に

満たないときは、同表下欄に定める金額とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

満たないときは、同表下欄に定める金額とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第四十一條ノ二第一項の規定により計算した額とする。

養疾の程度	金	額
一 級	七八、〇〇〇円	一七四、〇〇〇円
二 級	七八、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円
三 級	六二、四〇〇円	一四〇、四〇〇円
四 級	六二、四〇〇円	一三四、四〇〇円
五 級	六二、四〇〇円	一二八、四〇〇円
六 級	四六、八〇〇円	一〇六、八〇〇円
七 級	四六、八〇〇円	九七、二〇〇円

第二十五條 前條に規定する障害年金について昭和四十四年十一月一日以後その額を改定する場合におけるその額の算定に關しては、この法律による改正後の船員保険法第四十一條第一項第一号中「左に掲ぐる額ヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス）」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ養疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額ト養疾ノ程度ニ応ジ厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第...号）附則第二十四條ノ表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額（十五年以上被保険者タリシ者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル額ヲ加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額ニ滿タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス）」とする。

年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金又は増額金の額を除く。）を九万六千円とし、その加給金又は増額金の額をこの法律による改正後の船員保険法第五十條ノ三の規定に準じて計算した額とする。

第二十七條 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第十條第一項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同法第二條の規定による改正前の船員保険法第五十條ノ二第一項第二号の規定により計算した額と一万五千六百円とを合算した額（その額が九万六千円に満たないときは、九万六千円とする。）とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十條ノ三の規定により計算した額とする。

2 昭和四十四年十一月一日において現に健康保険法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十三号）附則第十條第二項に規定する遺族年金を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（加給金の額を除く。）を同

第二十六條 昭和四十四年十一月一日において現に船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児

の額を、それぞれこの法律による改正後の同法第三十六條第一項、第四十一條ノ二第一項及び第五十條ノ三の規定により計算した額とする。

法第二条の規定による改正前の船員保険法第五十條ノ二第一項第三号の規定により計算した額と三万一千二百円とを合算した額(その額が九万六千円に満たないときは、九万六千円とする。)とし、その加給金の額をこの法律による改正後の同法第五十條ノ三の規定により計算した額とする。

第二十八條 附則第二十条から附則第二十四条まで、附則第二十六条及び前条に規定する保険給付の額で昭和四十四年十月以前の月分のもの並びに船員保険の障害手当金及び脱退手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第二十九條 この法律の公布の日において現に二以上の年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該二以上の保険給付については、この法律による改正後の船員保険法第二十三條ノ七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の船員保険法第四十三條の規定により選択した年金たる保険給付は、この法律による改正後の同法第二十三條ノ七の規定により選択した年金たる保険給付とみなす。

第三十條 昭和四十四年十月以前の月(船員保険法第二十条の規定による被保険者については、同年十二月以前の月)に係る船員保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

第三十一條 昭和四十九年十一月一日以後における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九條第五項各号に掲げる率に、それぞれ千分の十を加えた率とする。

2 前項の規定により増加する保険料額のうちその増加する部分の額の被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者による負担割合は、船員保険法第六十條第一項の規定にかかわらず、それぞれ二分の一とする。

3 第一項の規定は、同項の規定による保険料率

に、船員保険法第五十九條第四項の規定により行なわれるべき再計算の結果に照らして変更が加えられることを妨げるものではない。

第三十二條 昭和四十五年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、船員保険法第三十五條の規定により老齢年金の額を計算する場合(通算老齢年金の額の計算について同条の例による場合を含む)において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から二百円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正) 第三十三條 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「第二十二條第二項」の下に「本文」を加える。

第十六條第一項ただし書中「ただし、」の下に「受給権者が六十歳以上六十五歳未満で、その標準報酬等級が第一級である場合においては、その支給の停止の解除を申請したときは、その者の標準報酬等級が第一級である間、又は」を加える。

第十九條の三第一項中「その受給権者が六十五歳以上であるときはを」その受給権者が六十五歳未満で、その者の標準報酬等級が第一級で

ある場合において、その支給の停止の解除を申請したときは、その者の標準報酬等級が第一級である間、又はその受給権者が六十五歳以上であるときはを」に改める。

第二十條第一項中「第四十六條第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第四十三條第一項」を「第二十三條ノ七」に改め、「第三十八條第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「厚生年金保険法による障害年金」の下に「若しくは遺族年金又は船員保険法による遺族年金を、」船員保険法による障害年金」の下に「若しくは遺族年金又は厚生年金保険法による遺族年金」を加える。

第二十四條中「基く」を「基づく」に改め、「第五十九條の二」を削る。

第二十六條中「六万円」を「九万六千円」に改める。

(標準報酬月額に關する特例) 第三十四條 厚生年金保険及び船員保険交渉法第十條第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法による標準報酬月額については、附則第三條中「一万円」とあるのは、「一萬二千円」と読み替え、厚生年金保険及び船員保険交渉法第十條第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、附則第十八條中「一萬二千円」とあるのは、「一万円」と読み替えるものとする。

(厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第三十五條 厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第三十六條 船員保険法の一部を改正する法律

(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

附則第十七條第五項中「第一項の」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 被保険者であつた期間が一年以上であり、かつ、船員保険法第三十四條第一項各号のいずれにも該当しない被保険者で、前項第一号イ又はロのいずれかに該当する六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級であるときは、同項の特例老齢年金の支給を請求することができる。ただし、その者が通算老齢年金の支給を請求することができるときは、この限りでない。

3 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の特例老齢年金を支給する。

(国家公務員共済組合法の一部改正) 第三十七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十六條第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第七十九條の二第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第八十八條第二項及び第三項第二号中「六万七千二百円」を「十萬五千六百円」に改める。

別表第三の下欄中「一〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書(同法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む)、第七十九条の二第三項第一号、第八十八条第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三十九条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第三十二条の二第一項中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

第四十五条の三第二項中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三条第二項(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む)、第三十二条の二第一項(同法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項及び第四十七条の二第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む))及び第四十五条の三第二項(同法第四十八条の二において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第四十一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項及び第六十一条の二第三項中「二百五十円」を「四百円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 前条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法第五十四条第四項又は第六十一条の二第三項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、適用し、同日以前の退職に係る退職一時金控除額又は通算退職年金の年額の計算については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第四十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「三月以内」を「六月以内」に改め、同条第四項中「にさかのぼつて」とは、又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に」に改める。

第三十六条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。

第四十六条第二項及び第三項第二号中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。

別表第二の下欄中「一〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、〇〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項ただし書、第三十七条の三第三項第一号、第四十六条

第二項及び第三項第二号並びに別表第二の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第四十五条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第四十六条 前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第六条第一項ただし書(同法附則第七條第一項及び第六條第二項の規定によりその例により算定することとされる場合(同法附則第二十条において準用する場合を含む))並びに同法附則第二十条において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部改正)

第四十七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「同条」の下に「第一項」を加える。

附則第八條中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である被保険者期間」と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ)を加え、「厚生年金保

險法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいづれをも」を「老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を」に改め、「第四十六条の三」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の通算老齢年金の支給を請求することができ、

4 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十三條第一項中「同条」の下に「第一項」を加える。

附則第十四條中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である被保険者期間」と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ)を、「第三十九条ノ二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の通算老齢年金の支給を請求することができ、

4 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十三條第一項中「同条」の下に「第一項」を加える。

附則第十四條中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である被保険者期間」と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ)を、「第三十九条ノ二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の通算老齢年金の支給を請求することができ、

4 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

附則第十三條第一項中「同条」の下に「第一項」を加える。

附則第十四條中「昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間」の下に「(明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である被保険者期間」と同日以後の被保険者期間とを合算した期間。以下この条において同じ)を、「第三十九条ノ二」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬等級が第一級であるときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の通算老齢年金の支給を請求することができ、

4 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十六条の三第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者が六十五歳に達したとき、又は同表の上欄に掲げる被保険者で、同項各号のいずれにも該当しない六十五歳以上の者の同日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、前項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない六十歳以上六十五歳未満の者は、その者の標準報酬の等級が第一級であるときは、同法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金の支給を請求することができる。

4 前項の請求があつたときは、船員保険法第三十九条ノ二第一項の規定に該当するに至つたものとみなして、その請求をした者に同項の通算老齢年金を支給する。
附則第十九条第三項を次のように改める。
3 次の各号に掲げる者は、改正後の国家公務員共済組合法第七十九条の二の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。

一 第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの
二 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間とを合算した期間が十年以上であるもの

附則第三十八条第一項後段中「同表（大正十四年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者であつて、」を「同表の上欄に掲げる者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）であつて」に改め、「以上であるもの」の下に「及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者であつて昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの」を加える。

3 次の各号に掲げる者は、改正後の農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三の規定の適用については、同条第二項第一号に該当するものとみなす。
一 第一項の表の上欄に掲げる者（明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く。）で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの
二 明治四十四年四月一日以前に生まれた者で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員であつた期間と同日以後の組合員であつた期間とを合算した期間が十年以上であるもの

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十八条 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間とを合算した期間が十年以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後

の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八條第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、厚生年金保険法第四十六条の第三項の通算老齢年金を支給する。

2 昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が七年六月以上であり、かつ、船員保険法第三十四条第一項各号のいずれにも該当しない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、船員保険法第三十九条ノ二第一項の通算老齢年金を支給する。

3 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第三十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第十九条第三項の規定を適用するときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

4 昭和四十四年十一月一日前に退職した公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合の組合員で前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十八条第一項の規定により新たに公共企業体職員等共済組合法第六十一条の二第二項第一号に該当するものとみなされたものが同日前に六十歳に達しているときは、昭和四十四年

十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

5 農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合の組合員又は任意継続組合員が昭和四十四年十一月一日前に資格の喪失をした場合において、附則第四十三条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定及び前条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十二条第三項の規定を適用するときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分（同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分）から、その者に通算退職年金を支給する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第四十九条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第七十八条第二項ただし書中「八万四千円」を「十三万五千六百円」に改める。
第八十二条第三項第一号中「六万円」を「九万六千円」に改める。
第九十三条第二項及び第三項第二号中「六万七千二百円」を「十万五千六百円」に改める。
別表第四の下欄中「一〇三、二〇〇円」を「一六五、六〇〇円」に、「八四、〇〇〇円」を「一三五、六〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第五十条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十七条第二項ただし書（同法第二百二条第三項、第二百二条及び附則第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第八十二条第三項第一号（同法第二百二条において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項及び第三項第二号（同法第二百二条において準用する場

合を含む。並びに別表第四(同法第二百二条において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第五十一条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「前項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項第二号又は第三号に掲げる者に対する恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金については、恩給組合法又は旧市町村共済法の規定中厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「法律第 号」という。)による改正前の法律第百八十二号附則第十九条第三項の規定に相当する規定は、法律第 号による改正後の法律第百八十二号附則第十九条第三項の規定と同様に改正されたものとして、前項の規定を適用する。

第十三条第二項中「八万四千元」を「十三万五千六百元」に改める。

第二十条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる者は、新法第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

一 第一項の表の上欄に掲げる者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く)である組合員で、昭和三十六年四月一日以後の組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた組合員で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの

「十万五千六百元」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この条において「改正後の施行法」という。)第十三条第二項(同法第五十五条第一項に

合員で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である組合員期間と同日以後の組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの

第二十一条中「に規定する昭和三十六年四月一日以後を削り、「のうち昭和三十六年四月一日以後の期間」を(前条第三項第一号に掲げる者にあつては、昭和三十六年四月一日以後の期間に限る。)」に改める。

第四十二条中「六万七千二百円」を「十万五千六百元」に改める。

第四百四十三条の四第二項中「八万四千元」を「十三万五千六百元」に改める。

第四百四十三条の五第三項を次のように改める。

3 次に掲げる者は、新法第二百二条において準用する第八十二条の規定の適用については、同条第二項第二号に該当するものとみなす。

一 第二十条第一項の表の上欄に掲げる者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者及び大正十四年四月二日以後に生まれた者を除く)である団体共済組合員で、昭和三十六年四月一日以後の団体共済組合員期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるもの

二 明治四十四年四月一日以前に生まれた団体共済組合員で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期間である団体共済組合員期間と同日以後の団体共済組合員期間とを合算した期間が十年以上であるもの

「十万五千六百元」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この条において「改正後の施行法」という。)第十三条第二項(同法第五十五条第一項に

おいて準用する場合並びに第七十条、第九十二条及び百十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む)、第四十二条(同法第五十五条第一項、第八十二条第二項、百三条第二項及び百九十九条第二項において準用する場合を含む)、第四百四十三条の四第二項(同法第四百四十三条の十八において準用する場合を含む)、及び第四百四十三条の十五(同法第四百四十三条の十八において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十四年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 恩給組合法又は旧市町村職員共済組合法がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条第四項の規定により新たに恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給組合法又は旧市町村職員共済組合法の規定の例により、昭和四十四年十一月分(同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分)から、これらの通算退職年金に相当する年金を支給する。この場合において、当該年金は、附則第四十九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法又は改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合法の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村職員共済組合法の規定による通算退職年金とみなす。

3 地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合の組合員が昭和四十四年十一月一日前に退職した場合において、附則第四十九条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定並びに改正後の施行法第二十条第三項第二号及び第二十一号又は第四百四十三条の五第三項第二号の規定を適用するとしたならば新たに通算退職年金を支給すべきこととなるときは、これらの法律の規定により、昭和四十四年十一月分(同年十一月一日以後六十歳に達する場合には、その達した日の属する月の翌月分)から、その者に通算退職年金を支給する。

理由

最近における国民生活水準の著しい向上と人口構造の老齢化傾向とにかんがみ、厚生年金保険及び船員保険の給付額を引き上げるとともに、老齢年金の支給範囲を拡大する等両制度について改善を加え、被保険者に対する年金による所得保障の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律

第一条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「千九百元」を「二千円」に、「二千六百元」を「二千八百円」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の前年の所得が、その者が前年の十二月三十一日において生計を維持した児童の有無及び数に応じて、政令で定める額を加えるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十条中「それぞれ次の各号に規定する額を」を「政令で定める額」に改め、同条各号を削る。

第十一条中「それぞれ前条各号の規定により計算した額」を「前条に規定する政令で定める額」に改める。

第十二条第二項第一号を次のように改める。

一 当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した児童の有無及び数額をこえること。 当該被災者に支給されたる手当

第十二条第二項第二号中「それぞれ第十条各号の規定の例により計算した額」を「第十条に規定する政令で定める額」に改める。

第十三条第二項を削る。

(特別児童扶養手当法の一部改正)

第二条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「千九百円」を「二千円」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の前年の所得が、その者が前年の十二月三十一日において生計を維持した児童扶養手当法第三条第一項に規定する者の有無及び数に応じて、政令で定める額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第九条中「それぞれ次の各号に規定する額」を「政令で定める額」に改め、同条各号を削る。

第十条中「それぞれ前条各号の規定により計算した額」を「前条に規定する政令で定める額」に改める。

第十一条第二項第一号を次のように改める。 一 当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持した児童扶養手当法第三条第一項に規定する者の有無及び数に応じて、第七条に規定する政令で定める額をこえること。 当該被災者に支給された手当

第十一条第二項第二号中「それぞれ第九条各号の規定の例により計算した額」を「第九条に規定する政令で定める額」に改める。

第十二条第二項を削る。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の月の児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月の児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

第三条 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第五条の規定は、昭和四十四年十月以降の月の特別児童扶養手当について適用し、同年九月以前の月の特別児童扶養手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特別児童扶養手当法第七条、第九条、第十条及び第十一条第二項の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和四十二年以前の年の所得による支給の制限及び特別児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

理由

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給対象児童の福祉の向上を図るため手当額を引き上げるとともに、所得による支給の制限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

する理由である。

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「図ること」の下に「及び心身障害者扶養保険事業を行ない、もつて心身障害者の福祉の増進に資すること」を加える。

第二十三条第一項中「左の業務を行なう」を「次の業務を行なう」に改め、同項第二号中「行なう」を「行なう」に改め、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保障する事業(以下「心身障害者扶養共済事業」という。)に関する業務を行なうこと。

第二十三条に次の三項を加える。

3 第一項第四号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

4 振興会は、第一項第四号の業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

5 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養共済事業に關して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

第二十四条第二項中「運営の方法」の下に「心身障害者扶養共済事業の運営の方法」を加える。

第二十七条の二中「会計を」を「会計及び同項

第四号の業務に係る会計を、それぞれ」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 国債、地方債その他厚生大臣の指定する有価証券の取得

第三十四条の二第一号中「第二十四条第一項」を「第二十三条第四項、第二十四条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二 心身障害者扶養共済事業に關し、社会福祉事業振興会に対する監督及び心身障害者扶養共済制度の助長を行なうこと。

理由

心身障害者の福祉の増進を図るため、地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保障する事業を社会福祉事業振興会に行なわせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條ノ二」第三十三條ノ十八を「第三十三條ノ二」第三十三條ノ十七に、「第五十七條ノ二」を「第五十七條ノ二・第五十七條ノ三」に改める。

第三十三條ノ五第一項中「一週間」を「二週間」に改める。

第三十三條ノ八の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ八ノ二 第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ死亡シタルニ因リ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ第二十七條ノ二ニ規定スル遺族ガ命令ノ定ムル所ニ依リ海運局又ハ公共職業安定所ニ於テ当該死亡シタル者ニ付失業ノ認定ヲ受ケタルトキハ当該死亡シタル者ヲ失業保険金ヲ受クル権利ヲ有スル者ト看做シ同条ノ規定ヲ適用ス

第三十三条ノ九第三項中「二十円(子ノ中一人ヲ除キタル子ニ付テハ十円)」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改め、同条第四項中「(前項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トス以下之ニ同ジ)」を削る。

第三十三条ノ十四第一項中「一週間」を「二週間」に、「七日分」を「十四日分」に改める。

第三十三条ノ十六第七項を次のように改める。
第三十三条ノ八ノ二ノ規定ハ第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ死亡シタルニ因リ第二項ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ付第三十三条ノ十一ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ給付ニ付之ヲ準用ス

第三十三条ノ十七を削り、第三十三条ノ十八中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第三十三条ノ十七とする。

第五十七條ノ二第一項中「福祉ヲ増進スル為」の下に「次条ノ規定ニ依リ給付ヲ為スノ外」を加える。

第三節第十一節中第五十七條ノ二の次に次の一条を加える。

第五十七條ノ三 被保険者タリシ者ガ海運局又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク為其ノ住所ヲ変更スル場合ニ於テハ政府ハ被保険者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移転ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ社会保険庁長官社会保険審議会ノ意見ヲ聴キテ之ヲ定ム
第五條、第八條第一項、第九條第三項、第九條ノ二第二項、第二十五條ノ三乃至第二十七條ノ

二、第五十五條、第六十三條第一項及第六十九條ノ三第二項ノ規定中保険給付又ハ失業保険金ト称スルハ第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ含ムモノトス

附則

1 この法律は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の船員保険法第三十三條ノ八ノ二(同法第三十三條ノ十六第七項において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十五年一月一日以後に死亡した者について適用する。

3 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「保険給付」の下に「(同法第五十七條ノ三第一項の規定による給付を含む)」を加える。

第四条第三項中「保険給付」の下に「(同法第五十七條ノ三第一項の規定による給付を含む)」を加え、同条第四項中「船員保険法相当給付」の下に「(船員保険法第五十七條ノ三第一項の規定による給付に相当するものを除く)」を加え、「船員保険法第五十八條」を「同法第五十八條」に改める。

理由

船員保険における失業保険金の受給者の福祉の向上を図るため、配偶者等に係る加給金及び失業の認定に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の二」を「第二十七條の二一第二十七條の四」に、「第四章 費用の負担(第二十八條―第三十八條)」を「第四章の二 特別保険料(第三十七條の三―第三十八條)」に改める。

第六條第一号中「五人以上の労働者(第三十八條の二の日雇労働者を含む。本条において以下同じ)を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行ふものを除く。」を「次に掲げる事業以外の事業を行ふ事業主」に改め、同号ハ中「事業」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同条第二号中「であつて五人以上の労働者を雇用するもの」を削る。

第九條を次のように改める。
第九條 削除

第十條中、「第八條及び前条を」と及び第八條に改め、「若しくは六月において通算して六十日以上」を削り、「第二号」を「又は第二号」に改め、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削り、同条第四号及び第五号を削る。

第十一條中、「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第十四條第一項を次のように改める。
被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者の資格の喪失の日又は各月においてその日に相当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日(その日に相当する日がない月においては、その月の末日をいうものとし、以下喪失相当日という)の各前日からその各前月の喪失相当日までさかのぼつた各期間(賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限り)を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者の資格の取得の日からその日後における最初の喪失相当日の前日までの期間の日数が十五日以上

上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

第十五條第一項中「疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める」を「次の各号に掲げるに、「その一年間において賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間を」とそれぞれ当該各号に定める日数を一年に加算した期間(その期間が四年をこえるときは、四年間)とし、以下算定対象期間という。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める理由(次号に掲げる理由を除く)。当該理由により離職の日以前一年間において賃金の支払を受けることができなかつた日数

二 法令又は労働協約により解雇が制限されている場合に係る業務上の疾病又は負傷等の理由。当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数

第十六條第二項中「二週間」を「二週間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六條の二 受給資格者が死亡したために失業の認定を受けることができなかつた場合には、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第二十六條第三項及び第三十八條の九第四項において同じ)、子、父母、孫、祖父、母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、公共職業安定所において当該受給資格者について失業の認定を受けたらえ、自己の名で、当該受給資格者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。

前項の規定による失業保険金の支給を受け

るべき者の順位は、同項に規定する順序によ

る。第一項の規定による失業保険金の支給を受

けるべき同順位者が二人以上あるときは、そ

の一人のした請求は、全員のためその金額に

つきしたものとみなし、その一人に対してし

た支給は、全員に対してしたものとみなす。

第十七条第一項中「八百六十円」を「千四百円」

に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十七条の第二項中「被保険者の離職した

月前において第十四条の「を算定対象期間にお

いて第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定

により」、「六月（月の末日において離職した

場合は、その月及びその前五月）」を「六箇月」に

改める。

第十七条の三中「平均給与額」を「平均定期給

与額」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十七

条ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「第十六条」の下に「又

は第十六条の第二項を加え、「（当該失業保

険金の日額が第十七条第二項の規定による加算

を行なつたものである場合には、その加算を行

なす前の額）」を削り、同条第二項中「受給資格

者は、「を」受給資格者又は第十六条の第二項

の規定による失業保険金の支給を請求する者

は、第十六条又は第十六条の第二項の規定に

よつて、「自己」を「当該受給資格者が自己

の」に改める。

第二十条の二第一項ただし書中「十年以上を

二十年以上である者については三百日分、十

年以上二十年未満」に改め、同条第三項第二

号中「離職の日前」を「離職の日以前」に改め

る。

第二十条の四に次の一項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に

基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支

給を受けることができる場合には、第十八条

第一項中「一年間」とあるのは、「一年に第二

十

条の四第一項に規定する政令の定める日数

を加えた期間」と読み替へるものとする。

第二十三条第二項中「第二十六条第四項及

び第二十六条の第二項」を「及び第二十六

条第五項」に改める。

第二十三条の二に見出しとして「（返還命令

等）」を附し、同条第一項中「その失業保険金の

支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事

業主の虚偽の届出、報告又は証明によるもので

あるときは、その事業主に対して、支給を受け

た者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返

還をすべきこと」を「労働大臣が中央職業安定

審議会の意見をきいて定めた基準により、当該

詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた失

業保険金の額に相当する額以下の金額の納付を

すべきこと」に改め、同条第二項中「前項」を

「前二項」に改め、「返還」の下に「又は納付」

を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支

給が、その者を雇用し、又は雇用していた事

業主の虚偽の届出、報告又は証明によるもの

であるときは、その事業主に対して、支給を

受けた者と連帯して、同項の規定による失業

保険金の返還又は納付を命ぜられた金額の納

付をすべきことを命ずることができる。

第二十四条第一項中「公共職業安定所におい

て、一週間」を「命令の定めるところにより、

二週間」に、「七日分」を「十四日分」に改める。

第二十六条第三項中「第十七条第一項又は第

二項」を「第十七条」に改め、同条第七項本文

中「公共職業安定所において、第二項」を「命令

の定めるところにより、第二項又は第三項」に

改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、労働大臣は、必要があると認める

ときは、中央職業安定審議会の意見をきい

て、傷病給付金の支給について別段の定めを

することができ

る。

第二十六条第十項前段中「第十七条第三項か

ら第五項まで」を「第十六条の二第二項及び第

三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十六条の二第二項中

「同項」とあるのは「第二十六条第三項」と、第

十七条の四第一項中「第十六条又は第十六条

の二第一項の規定によつて公共職業安定所に

おいて認定を受けた失業の期間」とあり、同

条第二項中「第十六条又は第十六条の二第一

項の規定によつて公共職業安定所において失

業の認定を受けた期間」とあるのは「第二十

六条第二項又は第三項の規定によつて認定を

受けた期間」と読み替へるものとする。

第二十六条第二項の次に次の一項を加える。

受給資格者が死亡したために前項の規定に

よる認定を受けることができなかつた場合に

は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母

又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時

その者と生計を同じくしていたものは、命令

の定めるところにより、当該受給資格者につ

いて第一項の規定に該当することの認定を受

けたらうし、自己の名で、当該受給資格者に支

給されるべき傷病給付金の支給を請求するこ

とができる。

第二十六条の二を削る。

第二十七条を次のように改める。

（扶養手当）

第二十七条 受給資格者に扶養親族（主として

その者により生計を維持されている配偶者

（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳

未満であるか、若しくは命令で定める廃疾の

状態にある子をいう。以下同じ。）がある場合

には、政府は、扶養手当を支給することがで

きる。

扶養手当の支給は、受給資格者が前項の規

定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た

日（天災その他やむを得ない理由により届出

をすることができなかつた場合において、そ

の理由がやんだ日から七日以内に届出をした

ときは、その理由が生じた日）以後に行なわ

れる失業の認定又は前条第二項若しくは第三

項の規定による認定に係る失業保険金又は傷

病給付金の支給の対象となる日（受給資格者

が前項の規定に該当する日に限る。）について

行なう。

扶養手当の日額は、扶養親族一人につき政

令で定める額とする。

扶養手当の支給に關し必要な事項は、労働

大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて

定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十

三条の二の規定は、扶養手当の支給について

準用する。

第二十七条の二第一項中「図るため」の下に

「、次条の就職支度金及び第二十七条の四の移

転費を支給するほか、職業訓練のための施設、

住居を移転して就職する者のための宿泊施設そ

の他」を加える。

第三章の二中第二十七条の二の次に次の二条

を加える。

（就職支度金）

第二十七条の三 受給資格者が就職するに至つ

た場合において、必要があると認めるとき

は、政府は、就職に要する費用（以下就職支

度金という。）を支給することができる。ただ

し、就職するに至つた日の前日における失業

保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十

条の四第一項の規定による措置が決定された

場合には、その措置に基づき失業保険金を支

給することができる日数を所定給付日数に加

えた日数。以下この条において同じ。）から当

該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給

した日数を差し引いた日数（その日数が、就

職するに至つた日から当該受給資格に係る受

給期間が満了する日までの日数をこえるとき

は、就職するに至つた日から当該受給資格に

係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。以下この条において同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、第十七条の規定による失業保険金の日額(第二十七条第一項の規定に該当する受給資格者については、その額に同条第三項の規定による扶養手当の日額を加算した額。以下この条において同じ。)の五十倍に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、第十七条の規定による失業保険金の日額の三十倍に相当する額

前項第一号又は第二号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が百五十日以上であるものに係る就職支度金の額は、同項の規定にかかわらず、第十七条の規定による失業保険金の日額の二十倍に相当する額を同項第一号又は第二号に掲げる額に加算した額とする。

就職支度金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替へるものとする。

(移転費)

第二十七条の四 受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業につくため、その住所又は

居所を変更する場合においては、政府は、受給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に要する費用(以下移転費という。)を支給することができる。

移転費の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、移転費の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の四の移転費」と読み替へるものとする。

第三十条第一項中「千分の十四」を「千分の十三」に改め、同条第二項中「千分の十二から千分の十六まで」を「千分の十一から千分の十五まで」に改める。

第三十二条第一項中「本章」の下に「及び次章」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四節の二 特別保険料
(特別保険料の徴収)

第三十七条の三 政府は、連続する三会計年度中の各会計年度において、当該会計年度中に離職した短期離職者(同一事業主に連続して六箇月以上十箇月未満の期間雇用された後当該事業主の責に帰すことができない事由以外該事由により離職した被保険者をいう。以下同じ。)の数が、命令の定めるところにより計算して得た被保険者の総数に十分の一を乗じて得た数(その数が五人未満であるときは、五人とし、その数が五人以上である場合において、一人未満の端数があるときは、これを一人に切り上げるものとし、以下基礎控除数という。)以上の数となつた事業所がある場合には、当該事業所の事業主から、第二十九条に規定する保険料のほか、特別保険料を徴収する。

事業主が同一人である二以上の事業所であつて、命令で定める要件に該当するものは、前項の規定の適用については、その全部を一の事業所とみなす。

第一項の規定により徴収した特別保険料は、予算の範囲内において、労働者が季節的に失業することの予防、労働者が年間を通じて雇用されることの促進等の措置に要する費用に充てることができる。

(特別保険料の額)

第三十七条の四 特別保険料の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数乗じて得た額とする。

一 前条第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度の初日の属する年に係る第十七条の三第一項に規定する毎月勤労統計における労働者の平均現金給与総額の一月あたり平均額の二分の十五倍に相当する額に第三十条の保険料率に相当する率の一倍から二倍までの範囲内において中央職業安定審議会の意見をきいて労働大臣が定める率を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

二 前条第一項に規定する事業所につき、当該最後の会計年度において離職した短期離職者の数からその会計年度における基礎控除数を控除した数

(特別保険料の納付)

第三十八条 特別保険料は、第三十七条の三第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度の末日から命令で定める日以内に納付しなければならない。

第三十四条の五及び第三十六条の規定は、特別保険料について準用する。

第三十八条の二中「又は前六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の五第一項中「第九条」を削り、第三十八条の五第一項中「第一級二百四十

円」に改め、「第二十七条の四」を、「第三十四条の五まで」の下に、「第三十七条の三から第三十八条まで」を加え、同条第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の六第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の八中「第一級五百円、第二級三百三十円」を「第一級七百六十円、第二級五百円」に改める。

第三十八条の九第二項中「二十八日分」を「二十四日分」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項に規定する者が死亡したために失業の認定を受けることができなかった場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、公共職業安定所において当該同項に規定する者について失業の認定を受けたうえ、自己の名で、当該同項に規定する者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。

第三十八条の九に次の一項を加える。

第十六条の二第二項及び第三項の規定は、第四項の規定による失業保険金の支給について準用する。この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは、「第三十八条の九第四項」と読み替へるものとする。

第三十八条の九の二第三項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の九の三第二号中「八十四日分」を「七十二日分」に改める。

第三十八条の九の四第五項中「第三十八条の九第四項」を「第三十八条の九第五項」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級二百四十

円、第二級十六円」を「第一級三十六円、第二級二十四円に、「六百六十円」を「千円」に改め、同条第二項中「十二円」を「十八円」に、「八円」を「十二円」に改め、同条第三項中「前二項の保険料額」の下に「(その額が次条第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)」を加え、同条第四項中「第一項及び第二項に規定する保険料額」を「同項の規定による変更前の保険料額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(失業保険金額等の自動的変更)

第三十八条の十一の二 労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第二級の失業保険金の支給を受ける者の数との比率(以下等級比率という。)が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第三十八条の八に規定する第一級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第一級保険金日額という。)及び第二級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第二級保険金日額という。)並びに前条第一項に規定する保険料額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下等級区分日額という。)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き上げようとするときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準に

より算定した額に変更するものとし、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後における等級比率が均衡するように、命令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

第一項の規定により第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、前条第一項及び第二項に規定する第一級の保険料額及び第二級の保険料額(これらの額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額)を、それぞれ第一級保険金日額を変更した比率及び第二級保険金日額を変更した比率に応じて変更するものとする。

前条第三項の規定により保険料額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日(その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決があつた日の前日)までの間は、第一項及び前項の規定による第一級保険金日額、第二級保険金日額、等級区分日額及び保険料の額の変更を行なうことができない。

第三十八条の十二の次に次の一条を加える。

(保険料の納付の方法の特例)
第三十八条の十二の二 事業主は、命令で定めるところにより、保険料納付計器(保険料の保全上支障がないことにつき、命令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計器で、命令で定める形式の印影を生ずべき印(以下納付印という。)を付したものをいう。以下同じ)を、労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前条第一項及び第二項の規定

にかかわらず、当該保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき保険料額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて保険料を納付することができる。

労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

第一項の規定による保険料の納付の方法について必要な事項は、命令で定める。

第三十八条の十三第一項及び第二項中「前条」を「前二条」に改める。

第三十八条の十四中「失業保険印紙の受払」を「保険料の納付」に、「受払状況」を「納付状況」に改める。

第三十八条の十五第一項中「被保険者期間」の下に「二箇月」を加え、同条第二項中「千分の十四」を「当該各月の末日における第三十条の保険料率に相当する率」に改める。

第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者に対する第十四条第一項の規定の適用については、当該特定賃金月額に係る月(賃金の支払の基礎となつた日がなかつた月を除く。以下同じ)に関しては、その月に属するすべての日を賃金の支払の基礎となつた日とみなす。

第三十八条の二十一第一項を次のように改める。
被保険者が離職した場合において、第十七条の二第一項に規定する最後の六箇月の全部又は一部の一箇月内に、特定賃金月額に係る月の末日があるときは、同条の規定の適用については、当該特定賃金月額を当該特定賃金月額に係る月の末日がある一箇月内にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

第三十八条の二十七第四項中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二第二項」に、「第二十六条第十項、第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項」を「第二十六条第十項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項」に改め、「以下同じ」を削る。

第四十条第一項中「保険給付」の下に「就職支度金及び移転費の支給を含む。以下同じ。」を、「第二十三條の二第二項」の下に「若しくは第二項(第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項及び第二十七條の四第三項)において準用する場合を含む。以下同じ。」を加える。

第四十七條第一項中「徴収金」の下に「若しくは第二十三條の二第一項若しくは第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額」を加える。

第五十条中「又は受給資格者」を、「受給資格者」に、「失業保険事業」を「又は第十六條の二第一項若しくは第三十八條の九第四項の規定による失業保険金の支給若しくは第二十六條第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者に、失業保険事業」に改める。

第五十条の二中「第十七條第二項の規定による加算」を「扶養手当の額の算定若しくは就職支度金の額の加算」に改める。

第五十四條中「受給資格者」の下に「第六條の二第一項若しくは第三十八條の九第四項の規定による失業保険金の支給又は第二十六條第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者」を加える。

第二條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項を次のように改める。
この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号から第四号までに掲げる規定以外の規定 昭和四十五年一月一日

二 第一条中失業保険法第十条の改正規定(若しくは六月において通算して六十日以上)を削る部分に限る。同法第十一条、第十四条、第十五条、第十七条の二及び第三十八条の二の改正規定、同法第三十八条の五の改正規定(又は六月において通算して六十日以上)を削る部分に限る。同法第三十八条の六及び第三十八条の八の改正規定、同法第三十八分の一に改める部分に限る。同法第三十八分の九の二及び第三十八分の九の三の改正規定、同法第三十八分の九の五の改正規定(被保険者期間)の下に「の一箇月」を加える部分に限る。並びに同法第三十八分の二及び第三十八分の三の改正規定並びに附則第二条第二項、第三条、第九条及び第十条の規定 昭和四十五年二月一日

三 第一条中失業保険法目次の改正規定(第四章 費用の負担(第二十八条―第三十八条))を「第四章 費用の負担(第二十八条―第三十七條の二) 特別保険料(第三十七條の三―第三十八條)」に改める部分に限る。同法第三十七條の三の改正規定(平均給与額を「平均定期給与額」に改める部分に限る。)、同法第三十二条の改正規定、同法第三十八條を同法第三十七條の二とする改正規定、同法第四章の次に一章を加える改正規定及び同法第三十八條の五の改正規定(第三十四條の五まで)の下に、「第三十七條の三から第三十八條まで」を加える部分に限る。並びに附則第八条、第十三条及び第十四条の規定 昭和四

十五年四月一日

四 第一条中失業保険法第六条及び第九条の改正規定、同法第十条の改正規定(、第八条及び前条)を「及び第八条」に改める部分、「第二号」を「又は第二号」に改める部分、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削る部分並びに同法第四号及び第五号を削る部分に限る。並びに同法第三十八條の五の改正規定(、第九条)を削る部分に限る。第二条の規定並びに附則第二条第一項及び第十二条の規定 別に法律で定める日 (当然被保険者に関する暫定措置等)

第二条 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの以外の事業主のうち、五人未満の労働者を雇用する事業主であつて、政令で定めるものは、第一条の規定による改正後の失業保険法(以下「新法」といふ。))第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主としな。

2 政府は、失業保険の当然被保険者とされない労働者を当然被保険者とするための適切な方策について調査研究を行ない、その結果に基づいて、昭和五十一年一月三十一日までに、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 新法第十四条第一項の規定は、昭和四十五年二月一日(以下この条において「基準日」といふ。))以後の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算に適用し、基準日前の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算については、なお従前の例による。この場合において、基準日前の被保険者であつた期間に係る被保険者期間に関する新法の規定の適用については、当該被保険者期間として計算された一月は、同項に規定する被保険者期間として計算された一箇月とみなす。

して六年を経過した日前の日である者が基準日以後に当該被保険者の資格を喪失した場合において、当該被保険者の資格の取得の日の属する月の初日(その日が基準日の前日であるときは、基準日とし、以下この項において「資格取得日」といふ。))から当該被保険者の資格の喪失の日(その日が基準日から起算して六年を経過した日以後の日であるときは、基準日から起算して六年を経過した日とし、以下この項において「資格喪失日」といふ。))の前日までの間の被保険者であつた期間についての新法第十四条第一項の規定の適用については、当該被保険者は、資格取得日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き被保険者として雇用された後離職したもののみならず、この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

3 前項の場合において、特定賃金月額に係る被保険者についての被保険者期間の特例及び賃金日額の特例に関する経過措置について必要な事項は、政令で定める。

4 第二項の場合において、基準日から起算して六年を経過した日前から同日以後まで引き続き被保険者として雇用された者についての同日以後の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算に関する経過措置について必要な事項は、政令で定める。

第四條 新法第十六條の二(新法第二十六條第十項及び第三十八條の九第七項において準用する場合を含む。)、第二十六條第三項及び第三十八條の九第四項の規定は、昭和四十五年一月一日以後に死亡した者について適用する。

第五條 新法第二十条の四第五項の規定は、受給期間の延長に関する経過措置) 第五條 新法第二十条の四第五項の規定は、受給期間が昭和四十四年十二月三十一日以後に満了する者について適用する。

(返還命令等に関する経過措置)

第六條 新法第二十三条の二(新法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十五年一月一日以後の詐欺その他不正の行為によつて保険給付(就職支度金及び移転費を含む。以下同じ。))の支給を受けた場合について適用し、同日前の詐欺その他不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の保険給付に相当する金額の返還命令については、なお従前の例による。

(保険料率に関する経過措置) 第七條 新法第三十条第一項の規定は、昭和四十五年一月一日以後に支払われた賃金に係る保険料の額の算定について適用し、同日前に支払われた賃金に係る保険料の額の算定については、なお従前の例による。

(特別保険料に関する経過措置) 第八條 新法第三十七條の三第一項の規定は、昭和四十五年四月一日前に離職した短期離職者については、適用しない。

2 昭和四十五年四月一日から昭和五十一年一月三十一日までの間において離職した被保険者に関する新法第三十七條の三第一項の規定を適用するについては、当該被保険者の資格の得喪のあつた月において当該被保険者として雇用された日数が十一日以上あるときは、その月の初日から末日まで当該被保険者として雇用されたものとみなし、その日数が十一日未満であるときは、その月においては当該被保険者として雇用されたことがなかつたものとみなす。

(日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給に関する経過措置) 第九條 昭和四十五年二月一日において新法第三十八條の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八條の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年一月一日において雇用

された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十二日以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十二日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

(日雇労働者被保険者に係る失業保険金の支給の特例に關する経過措置)

第十条 新法第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対して、それぞれ当該月の翌月以後四月の期間内に

昭和四十五年一月	昭和四十五年一月一日から同月三十一日まで	十二日分
昭和四十五年二月	昭和四十五年一月一日から同月二十八日まで	二十四日分
昭和四十五年三月	昭和四十五年一月一日から同月三十一日まで	三十六日分
昭和四十五年四月	昭和四十五年一月一日から同月三十日まで	四十八日分
昭和四十五年五月	昭和四十五年一月一日から同月三十一日まで	六十日分

において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合には第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

(日雇労働者被保険者に係る保険料に關する経過措置)

第十一条 新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働者被保険者が昭和四十五年一月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働者被保険者が同日以前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険の適用事業に關する暫定措置)

第十二条 第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第二条の規定による改正後の同項の適用事業としない。

2 前項に規定する事業は、任意適用事業とする。

第一類第七号 社会労働委員會議録第一号 昭和四十四年十二月一日

(失業保険特別会計法の一部改正)

第十三条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「(特別保険料を含む。)」を加える。

第十四条 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四十号中「保険料」の下に「及び特別保険料」を加える。

第十五条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。
勤続期間六月以上で退職した職員であつ

て、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所(政令で定める職員については、その者が退職の際所屬していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。)を通じて支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数から当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

一 その者がすでに支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額

二 その者を失業保険法の規定による失業保険の被保険者であつた者と、その者の勤続期間(当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者であつた期間があるときは、その期間のうち政令で定める期間につき政令で定めるところにより算定した期間を当該勤続期間に加えた期間)の年月数を同法に規定する被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であつた期間の年月数と、当該退職の日を同法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日とみなして同法の規定を適用した場合に、同法の規定に

より、その者が支給を受けることができる失業保険金の日額(当該退職の日において同法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者にあつては、失業保険金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。)に、当該退職の日の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数を乗じて得た額

第十条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定に該当する」を「勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している」に、「同項に規定する失業保険金の額」を「その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる失業保険金の日額」に、「失業保険法の規定による」を「同法の規定による」に、「公共職業安定所において」を「公共職業安定所を通じて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえては支給しない。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「公共職業訓練等を受ける場合において、当該公共職業訓練等を受け終わる日」が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときは、当該日までを「公共職業訓練等を受ける場合においては、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前三項に規定する場合は、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、労働大臣が失業保険法第二十

条の四第一項の規定による措置を決定した場合には、当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、当該失業保険金の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

第十條第六項中「第一項、第三項及び前項」を「前各項」に、「又は第三項」を「又は第二項」に、「から第二十七條まで」を「及び第二十六條に改め、同項第三号中「傷病給付金」の下に「当該退職の日において失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第四号」を削り、「第三項」を「第二項」に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 失業保険法第二十三條の二の規定は、詐欺その他不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者があつた場合について準用する。
(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
第十六條 前條の規定による国家公務員等退職手当法の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第十七條 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第二十六條第十項」を「第二十六條第十一項」に改め、同條第四項中「当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が」を「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額第一項に規定する者が失業保険法第二十七條第一項に規定する扶養親族を有する場合に

あつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。又は当該職業訓練手当の日額が」に改める。
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第十八條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項中「失業保険金」の下に「扶養手当を含む。以下同じ。」を加え、同條第四項中「第十六條」の下に「、第十六條の二」を加え、「及び第二十四條」を「、第二十四條及び第二十七條」に改める。
(港灣労働法の一部改正)
第十九條 港灣労働法(昭和四十年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。
第五十九條第二項中「失業保険法の規定による失業保険金」の下に「扶養手当を含む。」を加え、「第三項」を「第二項」に改める。
(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正)
第二十條 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第一條中「保険給付」を「保険給付等」に改める。
第二條第三号及び第七号中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加える。
第三條第二項中「第二十六條第十項」を「第二十六條第十一項」に改め、同條第三項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加え、同條第四項中「失業保険法相当給付」の下に「(就職支度金及び移転費に相当するものを除く。)」を加え、同條第五項中「及び第三十條第二項」を削り、同條中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項

とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 毎会計年度において交付した失業保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第三十條第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した保険給付費とみなす。
第五條第三項第一号中「第十六條及び第二十六條第二項」を「第十六條、第十六條の二第一項並びに第二十六條第二項及び第三項」に改め、同項第二号中「返還命令」の下に「又は納付命令」を加え、同項第三号中「第二十六條第七項及び第九項並びに第二十七條第二項を」第七項及び第九項並びに第二十七條第二項を「第二十五條第三項、第二十六條第八項及び第十項、第二十七條第四項、第二十七條の三第四項並びに第二十七條の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十六條第八項」を「第二十六條第九項」に改め、同項第六号中「第二十三條の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同條第四項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加える。

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るためこれらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引下げ、短期循環的に離職者を生じさせる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

とし、第五項の次に次の一項を加える。
6 毎会計年度において交付した失業保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第三十條第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した保険給付費とみなす。
第五條第三項第一号中「第十六條及び第二十六條第二項」を「第十六條、第十六條の二第一項並びに第二十六條第二項及び第三項」に改め、同項第二号中「返還命令」の下に「又は納付命令」を加え、同項第三号中「第二十六條第七項及び第九項並びに第二十七條第二項を」第七項及び第九項並びに第二十七條第二項を「第二十五條第三項、第二十六條第八項及び第十項、第二十七條第四項、第二十七條の三第四項並びに第二十七條の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十六條第八項」を「第二十六條第九項」に改め、同項第六号中「第二十三條の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同條第四項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加える。

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るためこれらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引下げ、短期循環的に離職者を生じさせる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三章 労働保険料の納付の手續等(第十條一第三十二條)
第四章 労働保険事務組合(第三十三條一第三十六條)
第五章 不服申立て及び訴訟(第三十七條・第三十八條)
第六章 雑則(第三十九條一第四十五條)
第七章 罰則(第四十六條一第四十八條)
附則
第一章 總則
(趣旨)
第一條 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第二條 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)による失業保険(以下「失業保険」という。)を總稱する。

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るためこれらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引下げ、短期循環的に離職者を生じさせる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るためこれらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引下げ、短期循環的に離職者を生じさせる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者五人未満の事業所等に雇用される労働者の福祉の向上を図るためこれらの労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうとともに、失業保険制度において、保険給付の改善、保険料率の引下げ、短期循環的に離職者を生じさせる事業主からの特別保険料の徴収、被保険者期間の合理化等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案
労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第一章 總則(第一條・第二條)
第二章 保険関係の成立及び消滅(第三條一第九條)

第四條 失業保険法第六條第一項の当然適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

2 失業保険法第六條第二項の任意適用事業の事業主については、その者が失業保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

3 前項の申請は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七條の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の二分の一以上の同意を得なければ行なうことができない。

4 第二項に規定する事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、同項の申請をしなくてはならない。

（保険関係の消滅）
第五條 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第六條 第四條第二項の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、前條の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行なうことができない。

（有期事業の一括）
第七條 二以上の事業が次の要件に該当する場合
には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

一 事業主が同一人であること。
二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。

三 それぞれの事業の規模が、労働省令で定め

る規模以下であること。
四 それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
五 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める要件に該当すること。

（請負事業の一括）
第八條 労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2 前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に關して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

（継続事業の一括）
第九條 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とするに

つき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第三章 労働保険料の納付の手續等
（労働保険料）
第十條 政府は、労働保険の事業に要する費用にあつては、労働省令で定めるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一 一般保険料
二 第一種特別加入保険料

三 第二種特別加入保険料
四 印紙保険料
（一般保険料の額）
第十一條 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、労働省令で定める事業については、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とす

る。
（一般保険料に係る保険料率）
第十二條 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一 労災保険及び失業保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「労災保険率」という。）と千分の十三の率とを加えた率

二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三 失業保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、千分の十三の率

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

3 労働大臣は、百人以上の労働者を使用する事業その他労働省令で定める規模の事業であつて十二月三十一日において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについて同日以前三年間における労災保険法の規定による保険給付の額（年金たる保険給付その他労働省令で定める保険給付については、その額

は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に應ずる部分の額）に第一種特別加入保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての労災保険率を百分の三十の範囲内において労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率を、当該事業についての次の保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の労災保険率とすることができる。

4 労働大臣は、毎会計年度において、徴収した労働保険料の額（第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率）に應ずる部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保険料の額の合計額に限る。）に失業保険法第三十六條第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額（以下この項において「徴収合計額」という。）と同法第二十八條第一項から第三項まで及び第二十八條の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該会計年度末における失業保険特別会計の積立金に加減した額が、当該会計年度における徴収合計額の二倍に相当する額をこえ、又は当該徴収合計額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五までの範囲内において変更することができる。

（第一種特別加入保険料の額）
第十三條 第一種特別加入保険料の額は、労災保

險法第二十八條第一項の規定により同法の規定による保険給付を受けることができることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての労災保険率（その率が前条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）と同一の率（以下「第一種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

（第一種特別加入保険料の額）

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第二十九條第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者について同項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額に同法第二十七條第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業についての災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第十二条第二項の規定は、第二種特別加入保険料率について準用する。

（概算保険料の納付）

第十五条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保険年度中途に保険関係が成立したものである場合は、当該保険関係が成立した日（保険年度中途に労災保険法第二十八條第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）から四十五日以内に納付しなければならぬ。

一 次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者（保険年度中途に保険関係が成立したものに

いては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る賃金総額）に当該事業についての第十二條の規定による一般保険料に係る保険料率（以下「一般保険料率」という。）を乗じて算定した一般保険料

二 労災保険法第二十八條第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度の例における第十三條の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 労災保険法第二十九條第一項の承認に係る事業にあつては、その保険年度における前条第一項の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八條第一項の承認があつた

事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）から二十日以内に納付しなければならぬ。

一 前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 前項第二号の事業にあつては、その使用

するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第二十八條第一項の承認に係る全期間における第十三條の労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 前項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における前条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 政府は、事業主が前二項の申告書を提出しな

いとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた事業主は、納

付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならぬ。

（増加概算保険料の納付）

第十六条 事業主は、前条第一項又は第二項に規定する賃金総額の見込額、第十三條の労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四條第一項の労働省令で定める額の総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の

見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならぬ。第十二條第一項第二号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率を変更した場合において労働省令で定める要件に該当するときに

おける当該変更に伴う労働保険料の増加額についても、同様とする。

（概算保険料の追加徴収）

第十七条 政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率又は第二種特別加入保険料率の引上げを行なつたときは、労働保険料を追加徴収する。

2 政府は、前項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、労働当令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならぬ。

（概算保険料の延納）
第十八条 政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三條の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。

（確定保険料）

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度中途に保険関係が消滅したものである場合は、当該保険関係が消滅した日（保険年度中途に労災保険法第二十八條第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日））第三項において同じ。）から四十五日以内に提出しなければならぬ。

一 第十五條第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度中途に保険関係が成立し、又は消滅

した労働者）に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

したものである。その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者（に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料）

二 第十五条第二項第二号の事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働者で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第三項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の労働者で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 有期事業については、その事業主、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他労働者で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労働保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）から四十五日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の労働者で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から四十五日以内に納付しなければならない。

4 政府は、事業主が第一項又は第二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

5 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働者で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

6 事業主が納付した労働保険料の額が、第一項又は第二項の労働保険料の額（第四項の規定により政府が労働保険料の額を決定した場合に、その決定した額。以下「確定保険料の額」という。）をこえる場合には、政府は、労働者で定めるところにより、そのこえる額を次の保険年度の労働保険料若しくは未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

（確定保険料の特例）
第二十条 労働保険に係る保険関係が成立している有期事業であつて労働者で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一

条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料又は第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労働保険率に應ずる部分の額）に百分の二十の範囲内において労働者で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料又は第一種特別加入保険料の額とすることができる。

一 事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労働保険法による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額（第十二条第一項第一号の事業については、労働保険率に應ずる部分の額。次号において同じ。）に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以降において変動せず、又は労働者で定める範囲をこえて変動しないと認められるとき。

二 前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労働保険法による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるとき。

2 政府は、前項の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げた場合には、労働者で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付するものとする。

3 第十七条第二項の規定は、前項の規定により差額を徴収する場合について準用する。
（追徴金）

第二十一条 政府は、事業主が第十九条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。
（印紙保険料の額）
第二十二條 印紙保険料の額は、失業保険法第三十八條の三第一項各号のいずれかに該当する日雇労働者又は同法第三十八條の四第一項の認可を受けた日雇労働者（以下「日雇労働者」という。）一人につき、一日あたり、次に掲げる額とする。

一 賃金の日額が千円以上の者については、十八円
二 賃金の日額が千円未満の者については、十円

2 労働大臣は、第十二条第四項の規定により同条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を変更した場合（同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。）には、前項第一号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。）及び前項第二号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。）を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

3 前項の場合において、第一級保険料日額及び

第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

4 労働大臣は、失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

5 前項の場合において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更後における第三十条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額とこれらの保険料日額の変更前における同条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額と失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額又は第二級保険金日額を変更した比率を乗じて得た額とが均衡するように、労働省令で定めるところにより算定した額に変更するものとする。

6 毎月末日において、すでに徴収した印紙保険料の総額に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額と失業保険法の規定によりすでに支給した日雇労働被保険者に係る保険料の総額の三分の二に相当する額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に同法の規定により支給されるべき日雇労働被保険者に係る保険料の額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至つた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、印紙保険料の額の変更の手續をすることができず、かつ、緊急の必要があるときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更することができる。

7 前項の場合には、労働大臣は、次の国会において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更する手続をとらなければならない。この場合において、同項の規定による変更のあつた日から一年以内に、その変更に関して、国会の議決がなかつたときは、同項の規定によつて変更された第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、同項の規定による変更前の第一級保険料日額及び第二級保険料日額に変更されたものとみなす。

(印紙保険料の納付)
第二十三条 事業主(第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合)にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する元請負人。以下この条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。)は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつどその者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

2 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、失業保険法第三十八条の三第二項又は第三十八条の四第二項の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳(以下「日雇労働被保険者手帳」といふ。)に失業保険印紙をはり、これに消印して行なわなければならない。

3 事業主は、労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器(印紙保険料の保全上支障がないことにつき、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計器で、労働省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」といふ。)を付したものをいう。以下同じ。)を、労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前項の規定にかかわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する

日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができる。

4 労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律若しくは失業保険法又はこれらの法律に基づく労働省令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

5 第三項の規定による印紙保険料の納付の方法については必要な事項は、労働省令で定める。

6 事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

(帳簿の調製及び報告)
第二十四条 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

(印紙保険料の決定及び追徴金)
第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠つたときは、政府は、労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された印紙保険料の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、この限りでない。

第二十六条 労働保険料その他の法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他の法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)
第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2 前項の場合において、労働保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあつた労働保険料の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の労働保険料の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに労働保険料その他の法律の規定による徴収金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないた
め、公示送達の方法によつて督促したとき。
三 延滞金の額が百円未満であるとき。
四 労働保険料について滞納処分を執行を停止
し、又は猶予したとき。
五 労働保険料を納付しないことについてやむ
を得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)
第二十八条 労働保険料その他この法律の規定に
よる徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方
税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)
第二十九条 労働保険料その他この法律の規定に
よる徴収金は、この法律に別段の定めがある場
合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険料の負担)
第三十条 第十二条第一項第一号の事業に係る失
業保険法第五条に規定する被保険者(以下「被保
険者」といふ)は、当該事業に係る一般保険料
の額のうち千分の十三の率(その率が第十二条
第四項の規定により変更されたときは、その交
更された率)に應ずる部分の額の二分の一の額
を、第十二条第一項第三号の事業に係る被保
険者は、当該事業に係る一般保険料の額の二分
の一の額を、それぞれ負担するのを原則とする。

2 被保険者の負担すべき一般保険料の額は、勞
働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定
める一般保険料額表によつて計算する。

3 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその
者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二
分の一の額(その額に一円未満の端数があるこ
ときは、その端数は、切り捨てる。)を負担するも
のとする。

4 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額の
うち当該労働保険料の額から前二項の規定によ
る被保険者の負担すべき額を控除した額を負担
するものとする。

(賃金からの控除)
第三十一条 事業主は、労働省令で定めるところ
により、前条第二項又は第三項の規定による被
保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保
険者に支払う賃金から控除することができる。
この場合において、事業主は、労働保険料控除
に関する計算書を作成し、その控除額を当該被
保険者に知らせなければならない。

2 第八条第一項又は第二項の規定により事業主
とされる元請負人は、前条第二項の規定による
その使用する労働者以外の被保険者の負担すべ
き額に相当する額の賃金からの控除を、当該被
保険者を使用する下請負人に委託することがで
きる。

3 第一項の規定は、前項の規定により下請負人
が委託を受けた場合について準用する。

(労働省令への委任)
第三十二条 この章に定めるもののほか、労働保
険料その他この法律の規定による徴収金、労働
保険料の負担又は被保険者の負担すべき労働保
険料の賃金からの控除に關し必要な事項は、勞
働省令で定める。

第四章 労働保険事務組合
(労働保険事務組合)
第三十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四
年法律第八十一号)第三十三条の事業協同組合又
は協同組合連合会その他の事業主の団体又はそ
の連合団体(法人でない団体又は連合団体であ
つて代表者の定めがないものを除く。以下「同
じ」)は、団体の構成員又は連合団体を構成する
団体の構成員である事業主(労働省令で定める
数をこえる数の労働者を使用する事業主を除
く。)の委託を受けて、この章の定めるところに
より、これらの者が行なうべき労働保険料の納
付その他の労働保険に關する事項(印紙保険料
に關する事項を除く。以下「労働保険事務」とい
ふ。)を処理することができる。

2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規

定する業務を行なうとするときは、労働大臣
の認可を受けなければならない。
3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連
合団体(以下「労働保険事務組合」といふ)は、
第一項に規定する業務を廃止しようとするとき
は、六十日前までに、その旨を労働大臣に届け
出なければならない。

4 労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、
労災保険法若しくは失業保険法若しくはこれら
の法律に基づく労働省令(以下「労働保険関係法
令」といふ)の規定に違反したとき、又はその
行なうべき労働保険事務の処理を怠り、若しく
はその処理が著しく不当であると認めるとき
は、第二項の認可を取り消すことができる。

(労働保険事務組合に対する通知等)
第三十四条 政府は、労働保険事務組合に労働保
険事務の処理を委託した事業主に対してすべき
労働保険関係法令の規定による労働保険料の納
入の告知その他の通知及び還付金の還付につい
ては、これを労働保険事務組合に対してするこ
とができる。この場合において、労働保険事務
組合に対してした労働保険料の納入の告知その
他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対
してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)
第三十五条 第三十三条第一項の委託に基づき、
事業主が労働保険関係法令の規定による労働保
険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働
保険事務組合に交付したときは、その金額の限
度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該
徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金
又は延滞金を徴収する場合において、その徴収
に關して労働保険事務組合の責めに帰すべき理
由があるときは、その限度で、労働保険事務組
合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに
任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組

合が納付すべき徴収金については、当該労働保
険事務組合に対して第二十六条第三項(労災保
険法第十九条の二第三項及び第二十五条第二項
並びに失業保険法第二十三条の二第三項にお
いて準用する場合を含む。)の規定による処分を
してもなお徴収すべき残余がある場合に限り、そ
の残余の額を当該事業主から徴収することがで
きる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十九条の
二第二項の規定及び失業保険法第二十三条の二
第二項(同法第二十五条第四項、第二十六条第
十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第
五項及び第二十七条の四第三項において準用す
る場合を含む。)の規定の適用については、事業
主とみなす。

(帳簿の備付け)
第三十六条 労働保険事務組合は、労働省令で定
めるところにより、その処理する労働保険事務
に關する事項を記載した帳簿を事務所に備えて
おかなければならない。

第五章 不服申立て及び訴訟
(不服申立て)
第三十七条 事業主は、第十五条第三項又は第十
九条第四項の規定による処分について不服があ
るときは、異議申立てをすることが出来る。

(不服申立てと訴訟との関係)
第三十八条 労働保険料その他この法律の規定に
よる徴収金に關する処分の取消しの訴えは、当
該処分についての審査請求に対する労働大臣の
裁決又は当該処分についての異議申立てに対す
る労働大臣の決定を経た後でなければ、提起す
ることができない。

第六章 雑則
(適用の特例)
第三十九条 都道府県及び市町村の行なう事業
その他労働省令で定める事業については、当該事
業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係
る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法
律を適用する。

2 国の行なう事業及び前項に規定する事業については、労働者の範囲（同項に規定する事業のうち労働省令が定める事業については、労働者の範囲及び一般保険料の納付）に關し、労働省令で別段の定めをすることが出来る。

(不利差取扱いの禁止)

第四十条 事業主は、労働者が第四条第二項の規定による保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(時効)

第四十一条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(報告等)
第四十二条 行政庁は、労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることが出来る。

(立入検査)
第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があるとき認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第四十四条 この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が労災保険率その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

(権限の委任)

第四十五条 この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

2 この法律に定める政府の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第七章 罰則

第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。労災保険法第二十九条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

- 一 第四条第四項の規定に違反した場合
- 二 第二十三条第二項の規定に違反して失業保険印紙をばらばらせず、又は消印しなかつた場合
- 三 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合
- 四 第四十条の規定に違反した場合
- 五 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文

書を提出した場合
六 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に労働保険事務に關する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合
- 二 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
- 三 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第四十八条 法人（法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を処罰する場合には、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

理由

労働者五人未満の事業所に雇用される労働者に対する失業保険制度及び労働者災害補償保険制度の適用範囲の拡大を行なうこと等に即応し、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の施行期日)
第一条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第...号。以下「失業保険法等の一部改正法」という。）の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第...号。以下「徴収法」という。）は、同号第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過した日までの間において政令で定める日から施行する。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法 目次中 第四章の二 特別加入

労働者災害補償保険法 目次中 第四章の二 特別加入
特別加入
に改める。

第三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「労働基準法」の下に「昭和二十二年法律第九号」を加え、「船員法(昭和二十二年法律第九号)の適用を受ける船員」を「船員保険法(昭和二十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「労働省令」の下に「並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「徴収法」といふ。))」に基づく政令及び労働省令(労働者災害補償保険事業に係るものに限る。))を加える。

第六条から第十一条までを次のように改める。
第六条 保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。
第七条から第十一条まで 削除
第十一条の二を削る。

第十九条の二第二項中、「事業主の下に」(徴収法第八條第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。))を加え、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十八條及び第四十一條の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。
第二十四條を次のように改める。

第二十四條 労働者災害補償保険事業に要する費用にあつては、徴収法が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。
第二十五條から第三十條の三までを削る。
第三十條の四各号列記以外の部分中「保険加

入者」を「事業主」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「保険加入者」を「事業主」に、「保険料」を「徴収法第十條第二項第一号の一般保険料」に、「督促状」を「同法第二十六條第二項の督促状」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「保険加入者」を「事業主」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六條、第二十八條、第二十九條、第三十七條、第三十八條及び第四十一條の規定は、前項の徴収金について準用する。
第三十條の四を第二十五條とし、第三十一條から第三十四條までを削り、第三十四條の二を第二十六條とする。

第四條の二及び第四條の三を削る。
第三十四條の十一第一号中「労災保険事務組合」を「徴収法第三十三條第三項の労働保険事務組合(以上「労働保険事務組合」といふ。))」に、「労災保険事務」を「同条第一項の労働保険事務」に改め、第四條の四同条を第二十七條とする。

第三十四條の十二第一項中「第二章の規定により成立する保険関係」を「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」といふ。))」に改め、「第四章(第三十條の四を除く。))及び前章」を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第十條第二項第二号の第一種特別加入保険料」に改め、同条第三項中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これに」を「これらの法律に」に改め、同条を第二十八條とする。

第三十四條の十三第一項各号列記以外の部分中「第三十四條の十一第一号」を「第二十七條第三号」に、「第二章から第四章まで(第二十七條、第三十條の二及び第三十條の四を除く。))及び前章」を「第三章及び徴収法第二章から第六章まで」に改め、同項第一号中「第三條第二項の任意適用事業」を「第三條第一項の適用事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

第三十四條の十三第一項第三号中「第三十四條の十一第一号」を「第二十七條第三号」に、「任意適用事業」を「適用事業」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十四條の十一第一号」を「第二十七條第三号」に改め、同項第七号中「第三十四條の十一第一号」を「第二十七條第三号」に、「保険料」を「徴収法第十條第二項第三号の第二種特別加入保険料」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「第三十四條の十一第一号」を「第二十七條第三号」に改め、同条第三項中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これに」を「これらの法律に」に改め、同条第四項中「第三十四條の十一第一号」を「第二十七條第三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の団体は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

第三十四條の十三を第二十九條とする。
第三十四條の十四中「第三十四條の十一各号」を「第二十七條各号」に改める。
第四章の四中第三十四條の十四を第三十條とし、同条の次に次のように加える。

第三十一條から第三十四條まで 削除
第四章の四を第四章の二とする。
第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除
第三十八條中「、保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を」を削る。

第四十二條第一項中「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利並びに」を削り、同条第二項を削る。
第四十六條中「労災保険事務組合又は第三十

四條の十三第一項」を「労働保険事務組合又は第二十九條第一項」に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十七條中「第三十四條の十二第一項第一号又は第三十四條の十三第一項第三号」を「第二十八條第一項第一号又は第二十九條第一項第三号」に、「この保険」を「この法律」に改める。
第四十八條中「行政庁は、」の下に「この法律の施行のため」を加え、「労災保険事務組合若しくは第三十四條の十三第一項」を「労働保険事務組合若しくは第二十九條第一項」に改める。
第四十九條の二後段を削る。

第五十一條中「保険加入者」を「事業主」に、「第三十四條の十三第一項」に規定する団体が第二号又は第三号に該当する場合」を「労働保険事務組合又は第二十九條第一項に規定する団体が左の各号の一に該当する場合」に改め、「その違反行為をした」の下に「当該労働保険事務組合又は」を加え、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除
第五十三條中「保険加入者、労働保険事務組合及び第三十四條の十三第一項」を「事業主、労働保険事務組合及び第二十九條第一項」に改める。

第五十四條第一項中「労働保険事務組合及び第三十四條の十三第一項」を「労働保険事務組合及び第二十九條第一項」に、「前三條」を「第五十一條又は前條」に改め、同条第二項中「労働保険事務組合」を「労働保険事務組合」に、「第三十四條の十三第一項」を「第二十九條第一項」に改める。
(失業保険法の一部改正)

第三條 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二章 被保険者」を「第二章 適用範囲」に、「第三十七條の二」を「第三十五條」

に、「第三十七條の三」を「第三十六條」に、
「第三十八條の十五」を「第三十八條の十一」に
改め、「第五章の二 五人未満の労働者を雇用
する事業主に雇用される被保険者に関する特別
（第三十八條の十六―第三十八條の二十四）」を
削る。

第五條を次のように改める。
（被保険者）
第五條 この法律で被保険者とは、労働保険の
保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年
法律第 号。以下徴収法という。）第四條
の規定により失業保険に係る労働保険の保険
関係が成立している事業に雇用される労働者
をいう。

「第二章 被保険者」を「第二章 適用範囲」に
改める。
第六條の見出しを（適用範囲）に改め、同条
各号列記以外の部分を次のように改める。
労働者が雇用される事業であつて、次の各
号のいずれかに該当するものは、当然適用事
業とする。
第六條第一号中「を行なう事業主」を削り、
同条第二号を次のように改める。
二 法人である事業主の事業であつて、前号
イからハまでに掲げるもの。ただし、その
事業に係る事務所に限る。
第六條第三号中「準ずるものであつて前各
号」を「準ずるもの」の事業であつて、前二号」
に改め、同条に次の二項を加える。
前項の当然適用事業以外の事業は、任意適
用事業とする。
当然適用事業及び任意適用事業についての
保険関係の成立及び消滅については、徴収法
の定めるところによる。
第七條から第十四條までを次のように改め

（適用除外）
第七條 次の各号に掲げる者については、この
法律は、適用しない。
一 第三十八條の三第一項各号に掲げる者に
該当しない日雇労働者
二 四箇月以内の期間を予定して行なわれる
季節的業務に雇用される者
三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
第十七條の規定による船員保険の被保険者
四 国、都道府県、市町村その他これらに準
ずるものの事業に雇用される者のうち、離
職した場合に、他の法令、条例、規則等に
基づいて支給を受けるべき諸給付の内容が
この法律に規定する保険給付の内容を
こえたと認められるものであつて命令で定
めるもの
（被保険者に関する届出）
第八條 事業主（徴収法第八條第一項又は第二
項の規定により元請負人が事業主とされる場
合にあつては、当該事業に係る労働者のうち
元請負人が雇用する労働者以外の労働者につ
いては、当該労働者を雇用する下請負人。以
下同じ。）は、命令の定めるところにより、そ
の雇用する労働者に関し、当該事業主の行な
う適用事業（同法第四條の規定により失業保
険に係る労働保険の保険関係が成立している
事業をいふ、同法第八條第一項又は第二項の
規定により数次の請負によつて行なわれる事
業が一の事業とみなされる場合にあつては、
当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用
する労働者以外の労働者については、当該請
負に係るそれぞれの事業を適用事業とみな
す。以下同じ。）に係る被保険者となつたこ
と、当該事業主の行なう適用事業に係る被保
険者でなくなつたことその他命令で定める事
項を労働大臣に届け出なければならない。
（確認の請求）
第九條 被保険者又は被保険者であつた者は、

いつでも、次條の規定による確認を請求する
ことができる。
第十條 労働大臣は、第八條の規定による届出
若しくは前條の規定による請求により、又は
職権で、労働者が被保険者となつたこと又は
被保険者でなくなつたことの確認を行なうも
のとする。
第十一條から第十四條まで 削除
第十五條第一項中「被保険者期間」を「次條
の被保険者期間」に改め、同條の次に次の一
條を加える。
第十五條の二 被保険者期間は、被保険者であ
つた期間のうち、当該被保険者でなくなつた
日又は各月においてその日に該当し、かつ、
当該被保険者であつた期間内にある日（その
日に該当する日がない月においては、その月
の末日をいうものとし、以下喪失当日とい
う。）の各前日からその各前月の喪失当日ま
でさかのぼつた各期間（貸金の支払の基礎と
なつた日数が十四日以上であるものに限り、
を一箇月として計算し、その他の期間は、被
保険者期間に算入しない。ただし、当該被保
険者となつた日からその日後における最初の
喪失当日の前日までの期間の日数が十五日
以上であり、かつ、当該期間内における貸金
の支払基礎となつた日数が十四日以上である
ときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者
期間として計算する。
前項の規定により被保険者期間を計算する
場合において、第十條の規定による被保険者
となつたことの確認があつた日の二年前の日
より前の期間は、被保険者期間に算入しな
い。
第十六條第一項中「前條」を「第十五條」に改め
第十七條の二第一項中「第十四條」を「第十五
條の二」に改める。

第二十條の二第一項中「被保険者の資格の取
得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保
険者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくな
つた日」に改め、同條第五項を次のように改め
る。
被保険者となつた日が、第十條の規定によ
る被保険者となつたことの確認があつた日の
二年前の日より前であるときは、第一項の規
定の適用については、当該確認があつた日の
二年前の日において当該被保険者となつたも
のとみなす。
第二十三條の二第三項中「第三十五條を」徴
収法第二十六條及び第四十一條第二項」に改め
る。
第二十八條第二項中「徴収した保険料総額」を
「徴収法の規定により徴収した労働保険料の額
（同法第十二條第一項第一号の事業に係る一般
保険料の額のうち千分の十三の率（その率が同
條第四項の規定により変更されたときは、その
変更された率）に応ずる部分の額と同條第一項
第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額
から同法の規定により徴収した同法第十條第二
項第四号の印紙保険料（以下印紙保険料とい
う。）の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と
協議して定める率を乗じて得た額を減じた額を
いふ。）と第三十六條第一項の規定により徴収し
た特別保険料の額との合計額」に改め、同條第
三項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定
により徴収した印紙保険料の額に相当する額に
前項の労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率
を乗じて得た額と当該印紙保険料の額との合計
額」に改める。
第二十八條の二第二項中「徴収した保険料総
額」を「をこえる場合には」に「徴収した保険
料総額から」を「から」に改め、「相当する額を控
除した額」の下に「をこえる場合には」を加える。
第二十九條から第三十五條までを次のように
改める。

（確認の請求）
第九條 被保険者又は被保険者であつた者は、

いつでも、次條の規定による確認を請求する
ことができる。
第十條 労働大臣は、第八條の規定による届出
若しくは前條の規定による請求により、又は
職権で、労働者が被保険者となつたこと又は
被保険者でなくなつたことの確認を行なうも
のとする。
第十一條から第十四條まで 削除
第十五條第一項中「被保険者期間」を「次條
の被保険者期間」に改め、同條の次に次の一
條を加える。
第十五條の二 被保険者期間は、被保険者であ
つた期間のうち、当該被保険者でなくなつた
日又は各月においてその日に該当し、かつ、
当該被保険者であつた期間内にある日（その
日に該当する日がない月においては、その月
の末日をいうものとし、以下喪失当日とい
う。）の各前日からその各前月の喪失当日ま
でさかのぼつた各期間（貸金の支払の基礎と
なつた日数が十四日以上であるものに限り、
を一箇月として計算し、その他の期間は、被
保険者期間に算入しない。ただし、当該被保
険者となつた日からその日後における最初の
喪失当日の前日までの期間の日数が十五日
以上であり、かつ、当該期間内における貸金
の支払基礎となつた日数が十四日以上である
ときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者
期間として計算する。
前項の規定により被保険者期間を計算する
場合において、第十條の規定による被保険者
となつたことの確認があつた日の二年前の日
より前の期間は、被保険者期間に算入しな
い。
第十六條第一項中「前條」を「第十五條」に改め
第十七條の二第一項中「第十四條」を「第十五
條の二」に改める。

第二十條の二第一項中「被保険者の資格の取
得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保
険者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくな
つた日」に改め、同條第五項を次のように改め
る。
被保険者となつた日が、第十條の規定によ
る被保険者となつたことの確認があつた日の
二年前の日より前であるときは、第一項の規
定の適用については、当該確認があつた日の
二年前の日において当該被保険者となつたも
のとみなす。
第二十三條の二第三項中「第三十五條を」徴
収法第二十六條及び第四十一條第二項」に改め
る。
第二十八條第二項中「徴収した保険料総額」を
「徴収法の規定により徴収した労働保険料の額
（同法第十二條第一項第一号の事業に係る一般
保険料の額のうち千分の十三の率（その率が同
條第四項の規定により変更されたときは、その
変更された率）に応ずる部分の額と同條第一項
第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額
から同法の規定により徴収した同法第十條第二
項第四号の印紙保険料（以下印紙保険料とい
う。）の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と
協議して定める率を乗じて得た額を減じた額を
いふ。）と第三十六條第一項の規定により徴収し
た特別保険料の額との合計額」に改め、同條第
三項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定
により徴収した印紙保険料の額に相当する額に
前項の労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率
を乗じて得た額と当該印紙保険料の額との合計
額」に改める。
第二十八條の二第二項中「徴収した保険料総
額」を「をこえる場合には」に「徴収した保険
料総額から」を「から」に改め、「相当する額を控
除した額」の下に「をこえる場合には」を加える。
第二十九條から第三十五條までを次のように
改める。

(保険料)

第二十九條 失業保険事業に要する費用にあて
るため政府が徴収する保険料については、徴
収法の定めるところによる。

第三十條から第三十五條まで 削除

第三十六條から第三十七條の二までを削る。

第三十七條の三第一項及び第二項中「事業所」
を「適用事業」に改め、第四章の二中同条を第三
十六條とする。

第三十七條の四第一号中「第三十條の保険料
率」を「徴収法第十二條第一項第三号に掲げる
率」に改め、同条第二号中「事業所」を「適用
事業」に改め、同条を第三十七條とする。

第三十八條第一項中「第三十七條の三第一項」
を「第三十六條第一項」に改め、同条第二項中
「第三十四條の五及び第三十六條」を「徴収法第
二十六條から第二十九條まで、第三十八條及び
第四十一條」に改める。

第三十八條の三第一項第一号中「第六條各号
の事業主又は第八條第一項の認可を受けた事業
主(以下本章において事業主という。)」を「適用
事業」に改め、同項第二号及び第三号中「事業
主の事業所」を「適用事業」に改める。

第三十八條の四第一項を次のように改める。
前条第一項の規定に該当しない日雇労働者
が適用事業に雇用される場合において、公共
職業安定所長の認可があつたときは、第七條
の規定にかかわらず、当該認可を受けた者を
被保険者とみなしてこの法律の規定を適用す
る。

第三十八條の四第三項中「被保険者となつた
者」を「被保険者とみなされることとなつた者」
に改める。

第三十八條の五第一項中「第十條、第十三條」
を「第七條(第二号に限る。)、第八條から第十
條まで、第十五條」に、「第三十條から第三十四
條の五まで、第三十七條の三から」を「第三十
六條から」に改め、同条第二項中「同一事業主」

の下に「の適用事業」を加える。

第三十八條の六第一項中「保険料」を「印紙
保険料」に改め、同条第二項中「同一事業主」
の下に「の適用事業」を加える。

第三十八條の八の次に次の一条を加える。
(失業保険金額等の自動的変更)

第三十八條の八の二 労働大臣は、日雇労働者
の賃金水準の変動等により、毎月における第
一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第
二級の失業保険金の支給を受ける者の数との
比率(以下等級比率という)が著しく不均衡
となるに至つた場合において、その状態が維
続すると認めるときは、中央職業安定審議会
の意見をきいて、前条に規定する第一級の失
業保険金の日額(その額がこの項の規定によ
り変更されたときは、その変更された額。以
下第一級保険金日額という)及び第二級の失
業保険金の日額(その額がこの項の規定によ
り変更されたときは、その変更された額。以
下第二級保険金日額という)並びに徴収法第
二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の
区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規
定により変更されたときは、その変更された
額。以下等級区分日額という)を、次項及び
第三項に定めるところにより、変更すること
ができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及
び第二級保険金日額を引き上げようとするこ
ときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級
保険金日額に相当する額に、第一級保険金日
額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規
定による変更後の等級区分日額に対する割合
及び第十七條に規定する失業保険金の日額の
基準となる額を考慮して、命令で定める基準
により算定した額に変更するものとし、第一
級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下
げようとするときは、これらの額は、同項の
規定により等級区分日額を変更した比率に応

じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変
更しようとするときは、その額の変更後にお
ける等級比率が均衡するように、命令で定め
る基準により算定した額に変更するものとす
る。

徴収法第二十二條第六項の規定により同条
第二項の第一級保険料日額及び第二級保険料
日額の変更があつた場合には、労働大臣は、
その変更があつた日から一年を経過した日の
前日(その前日に当該変更に関して国会の議
決があつた場合には、その議決があつた日の
前日)までの間は、第一項の規定による第一
級保険金日額、第二級保険金日額及び等級区
分日額の変更を行なうことができない。

第三十八條の九第一項中「保険料」を「印紙
保険料」に改め、同条第二項第一号中「納付さ
れた保険料」を「納付された印紙保険料」に、
「第一級の保険料」を「徴収法第二十二條第一
項第一号に掲げる額の印紙保険料(以下第一級
の保険料という。)」に改め、同項第二号中「納
付された保険料」を「納付された印紙保険料」
に改める。

第三十八條の九の二第一項第一号中「保険料」
を「印紙保険料」に改め、同条第三項中「同一
事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八條の九の三第二号中「納付された保
険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八條の十一から第三十八條の十四まで
を削る。
第三十八條の十五第一項中「同一事業主」の
下に「の適用事業」を加え、「第十四條を」第
十五條の二に改め、同条第二項中「保険料の
額を当該各月の末日における第三十條の保険料
率に相当する率」を「印紙保険料の額を労働省
令で定める率」に改め、同条を第三十八條の十
一とする。
第五章の二及び第五章の三を削る。

第四十條第一項中「被保険者の資格の得喪の
確認」を「第十條の規定による確認」に、「処
分」を「処分又は」に改め、「又は特定賃金
月額に関する処分」を削る。

第四十一條中「被保険者の資格の得喪の確認
又は特定賃金月額」を「第十條の規定による確
認」に、「これらの処分」を「当該処分」に改
め、「又は保険料その他この法律の規定による
徴収金の賦課の処分」を削る。

第四十二條中「保険料その他この法律の規
定による徴料金の賦課又は徴収の処分の取消し
の訴えは、当該処分についての審査請求に対す
る労働大臣の裁決を」を削る。

第四十六條中「第八條」を「第九條」に改め、
「被保険者となることを希望し、又は第十三條
の四の規定による被保険者の資格の取得の」を
削る。

第四十七條第一項中「保険料その他この法律
の規定による徴収金若しくは第二十三條の第二
項若しくは」を「第二十三條の第二項又は
は」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を
「徴収する」に改め、同条第二項を削る。

第四十九條第一項中「失業保険事務組合又は
失業保険事務組合」を「徴収法第三十三條第三
項の労働保険事務組合(以下労働保険事務組合
という。)」又は労働保険事務組合に、「被保険
者の異動、賃金その他失業保険事業の運営」を
「この法律の施行」に改める。

第五十條中「失業保険事業の運営」を「この
法律の施行」に改める。

第五十一條第一項中「行政庁は、」の下に「こ
の法律の施行のため」を加え、「失業保険事務組
合若しくは失業保険事務組合」を「労働保険事
務組合若しくは労働保険事務組合」に改め、「
被保険者又は受給資格者の雇用関係及び賃金に
ついて」を削る。

第五十三條第一号を削り、同条第二号中「第
十三條の三」を「第八條」に改め、同条中同号

を第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十三条の二中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 前条第四号又は第五号に該当する場合
- 二 徴収法第三十三条第一項の委託により処理する同項の労働保険事務に關し、前条第一号又は第三号に該当する場合

第五十五条中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改める。

（失業保険法等の一部改正法の一部改正）
第四条 失業保険法等の一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを（適用範囲に關する暫定措置等）に改め、同条第一項中「以外の事業主」を「の事業以外の事業」に改め、「雇用する事業主」の下に「の事業」を加え、「第一条の規定による改正後の失業保険法（以下「新法」といふ。）第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主」を「当分の間、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「整備法」といふ。）第三条の規定による改正後の失業保険法第六条第一項の当然適用事業」に改め、同条第二項中「当然被保険者とされていぬ労働者を当然被保険者」を「当然適用事業とされていぬ事業を当然適用事業」に改める。

附則第三条第一項中「新法第十四条第一項」を「第一条の規定による改正後の失業保険法（以下「新法」といふ。）第十四条第一項」に改め、同条第二項中「被保険者の資格の取得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保険者の資格を喪失した」を「被保険者でなくなつた」に、「被保険

者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくなつた日」に、「新法第十四条第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第十五条の二第一項」に改める。

附則第八条第一項中「新法第三十七条の三第一項」を「整備法第三十三条の規定による改正後の失業保険法第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「新法第三十七条の三第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第三十六条第一項」に、「当該被保険者の資格の得喪のあつた」を「当該被保険者となり、又は当該被保険者でなくなつた」に改める。
（労災保険に係る保険関係の成立に關する経過措置）

第五条 失業保険法等の一部改正法附則第十二条第一項に規定する事業（以下「労災保険暫定任意適用事業」といふ。）の事業主については、その者が労働者災害補償保険（以下「労災保険」といふ。）の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」といふ。）が成立する。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならぬ。

3 第二条の規定による改正後の労災保険法（以下「新労災保険法」といふ。）第三条第一項の適用事業に該当する事業が労災保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」といふ。）第七条第一項の規定により保険関係が

成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧労災保険法第九条の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当しない場合における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

第七条 労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

（労災保険に係る保険関係の消滅に關する経過措置）
第八条 第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、徴収法第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、次の各号に該当する場合でなければ行なうことができない。
一 当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得ること。

二 第五条第一項又は第六条第一項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、当該保険関係が成立した後一年を経過していること。

三 第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業にあつては、第十九条第一項の労働省令で定める期間を経過していること。
3 第六条第一項に規定する事業に關する前項第二号の規定の適用については、旧労災保険法の規定により保険関係が成立していた期間は、労災保険に係る保険関係が成立していた期間とみなす。

（失業保険に係る保険関係の成立等に關する経過措置）
第九条 第三条の規定による改正後の失業保険法（以下「新失業保険法」といふ。）第六条第一項の当然適用事業に該当する事業が失業保険法等の一部改正法附則第二条第一項に規定する事業（以下「失業保険暫定任意適用事業」といふ。）に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法（以下「旧失業保険法」といふ。）の規定による被保険者となつた労働者を使用している事業主の事業であつて、新失業保険法第六条第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十一条 失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新失業保険法第六条第一項の当然適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とする。

第十二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法（以下「旧失業保険法」といふ。）の規定による被保険者となつた労働者を使用している事業主の事業であつて、新失業保険法第六条第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十二条 第九条又は第十条の規定により徴収法

第四条に規定する失業保険に係る保険関係（以下「失業保険に係る保険関係」という。）が成立している事業に関する新失業保険法第五条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「第四条」とあるのは「第四条又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第九条若しくは第十条」と、同法第八条中「同法第八条第一項」とあるのは「徴収法第八条第一項」とする。

（失業保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置）

第十三条 徴収法第六条の規定は、第九条又は第十条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

（有期事業に関する経過措置）

第十四条 事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。

一 当該事業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 当該事業に係る徴収法第十条第二項の労働保険料（以下「労働保険料」という。）の納付については、労働省令で別段の定めをすることができる。

（継続事業の一括に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当する場合には、この法律の施行の日に、当該二以上の事業について、同条の認可があつたものとみなす。この場合において、旧労災保険法第十一条の二の規定により政府が指定した一の事業は、

徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した一の事業とみなす。

（一般保険料率の特例に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、旧労災保険法第二十七条に規定する保険関係の成立後の経過期間、保険給付の額及び保険料の額は、それぞれ徴収法第十二条第三項に規定する労災保険に係る保険関係が成立した後の経過期間、保険給付の額及び一般保険料の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額とみなす。

2 第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「年金たる保険給付」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くもの」とし、年金たる「保険給付」とする。

（増加概算保険料の納付に関する経過措置）

第十七条 労災保険暫定任意適用事業に関する徴収法第十六条の規定の適用については、同条中「第十二条第一項第二号」とあるのは、「第十二条第一項第二号又は第三号」とする。

（労災保険の保険給付の特例に関する経過措置）

第十八条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の療養補償を行なつている労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、新労災保険法第三章の規定により、保険給付を行なうこと

ができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつている労働者に対して、当該療養補償を新労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、同法第三章の規定により、長期傷病補償給付を行なうことができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならぬ。

第十九条 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2 前項の特別保険料の額は、賃金総額に当該保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。

3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く）、第十六条前段、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く）、第二十一条、第二十六条から第二十九条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで並びに第四十五条第二項の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替るものとする。

<p>第十三条 徴収法第六条の規定は、第九条又は第十条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。</p> <p>第十四条 事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。</p> <p>一 当該事業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。</p> <p>二 当該事業に係る徴収法第十条第二項の労働保険料（以下「労働保険料」という。）の納付については、労働省令で別段の定めをすること</p>	<p>失業保険法及び労働者災害補償保険の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）以下「整備法」という。第十九条第二項の「賃金総額」</p>
<p>第十五条第二項 前項の「賃金総額」</p> <p>第十五条第一項 保険関係が成立したもののについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認があつた日）</p> <p>次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度</p> <p>は、当該保険関係が成立した日から</p>	<p>整備法第十九条第一項の労働省令で定める期間（以下「徴収期間」という。）が始まつたものについては、その始まつた日</p> <p>その保険年度</p> <p>徴収期間が始まつたものについては、その始まつた日から</p>

第十五条第二項	<p>保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認があつた日）</p>	<p>徴収期間が始まつた日</p>
第十九条第一項	<p>前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間 保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に關しては、当該承認が取り消された日）</p>	<p>徴収期間が経過したものは、その経過した日</p>
第十九条第二項	<p>第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度 保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間</p>	<p>その保険年度 徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものについては、当該徴収期間に係る期間</p>
第十九条第三項	<p>保険関係が消滅した日 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間</p>	<p>徴収期間が経過した日 徴収期間</p>
<p>第四十二条 第四十三条第一項 第四十五条第二項</p>	<p>この法律</p>	<p>整備法第十八条及び第十九条の規定</p>

第二十条 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 前条第三項において準用する徴収法第四十条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二 前条第三項において準用する徴収法第四十条第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

合

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二十一条 この法律の施行に關する経過措置（中小事業主等の特別加入に關する経過措置）

第二十三条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第一項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日、新労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主に關する新労災保険法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第三条の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第七号）第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により成立する労災保険に係る保険関係」とする。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の七第二項の認定を受けている事

業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保険法第三十八条の二十五第二項の認可を受けている事業主の団体は、この法律の施行の日、徴収法第三十三条第二項の認可を受けたものとみなす。

（労働保険事務組合に対する報奨金）

第二十三条 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）

第二十四条 旧失業保険法の規定による被保険者（以下「旧被保険者」といふ。）であつて、引き続き新失業保険法第五条に規定する被保険者（以下「新被保険者」といふ。）となつたものについては、この法律の施行の日、同法第八条の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条の確認がなされたものとみなす。

2 旧被保険者の資格の取得及び喪失の確認については、なお従前の例による。

（被保険者期間等の計算に關する経過措置）

第二十五条 旧被保険者であつた者に關する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保険者期間及び旧被保険者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保険者期間及び新被保険者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に關する当該旧被保険者の資格の取得の日から当該新被保険者でなくなつた日までの期間については、当該新被保険者でなくなつた日まで当該旧被保険者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定により算定した被保険者期間を、新失業保

除法の規定による被保険者期間とみなす。

2 旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に関する新失業保険法第二十条の二第一項の規定の適用については、当該旧被保険者の資格の取得の日を当該新被保険者となつた日とみなす。

(従前の労災保険の保険料、保険給付等に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前の期間に係る旧労災保険法の規定による保険料及び当該保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なうこととなつた保険給付に係る特別保険料については、なお従前の例による。

(従前の失業保険の保険料、保険給付等に関する経過措置)

第二十七条 旧失業保険法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する新失業保険法第三十八条の九の規定の適用については、旧失業保険法の規定により納付された保険料は、徴収法の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧失業保険法の規定により納付された第一級の保険料は、同条第二項の第一級の保険料とみなす。

2 この法律の施行前の期間に係る旧失業保険法の規定による保険料並びに当該保険料に係る徴収金及び保険料の負担については、なお従前の例による。

3 旧失業保険法第十五条第一項に該当するに至つた後における最初の離職の日がこの法律の施行の日前である者に関する当該受給資格に係る保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給については、なお従前の例による。

4 この法律の施行後に離職した者であつて、旧

失業保険法の規定による特定賃金月額に係るものに關する賃金日額の計算については、別に労働省令で定めるところによる。

(失業保険の特別保険料に関する経過措置)

第二十八条 旧失業保険法第三十七条の三第一項の短期離職者の数は、労働省令で定めるところにより、当該短期離職者の数に係る同項に規定する事業所に対応する新失業保険法第三十六条第一項に規定する事業に係る同項の短期離職者の数とみなす。

(従前の失業保険に係る認可等に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行の際現になされてゐる旧失業保険法第三十八条の四第一項の認可は、新失業保険法第三十八条の四第一項の認可とみなす。

2 この法律の施行の際現になされてゐる旧失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可は、新失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可とみなす。

3 この法律の施行の際現になされてゐる旧失業保険法第三十八条の十二の二第一項の承認は、徴収法第二十三条第三項の承認とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、失業保険等の一部改正法の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び徴収法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(失業保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 失業保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

(失業保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正前の失業保険法の一部を改正する法律附則第五項の規定に基

づく報奨金の交付については、なお従前の例による。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十三条の規定に基づく報奨金の交付については、なお従前の例による。

(労働者設置法の一部改正)

第三十五条 労働者設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の三号を加える。

十三の四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)に基づいて、労働保険料を徴収すること。

十三の五 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)に基づいて、失業保険の特別保険料を徴収すること。

十三の六 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)に基づいて、労働者災害補償保険の特別保険料を徴収すること。

第四十条第三十号中「保険加入又は脱退の申込」を「保険の加入又は保険関係の消滅の申請」に、「これに承諾を与えること」を「これを認可すること」に改め、同条第三十一号を次のように改める。

第三十一 削除

第四十条第三十九号中「又は任意適用の日雇労働者

者が加入又は脱退」を「が保険の加入又は保険関係の消滅」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十 削除

第六十条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の五 労働保険料、失業保険の特別保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料の徴収に關すること。

十一の六 労働保険事務組合の認可その他監督に關すること。

第八条第一項第六号中「行ふこと」の下に「(大臣官房の所掌に屬するものを除く。)」を加える。

第十条第一項第五号中「行ふこと」の下に「(大臣官房の所掌に屬するものを除く。)」を加え、同項第七号中「(昭和二十二年法律第四百六号)」を削る。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第三十六条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「失業保険法第三十五条」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第 号)第二十六条及び第四十一条第二項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三十七条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「の適用を受ける事業所に失業保険の被保険者(同法第三十八条の五の日雇労働被保険者を除く。）」として雇用されている者が、当該事業所」を「第八条に規定する適用事業に雇用されている労働者(同法第三十八条の五に規定する日雇労働被保険者を除く。）」が、当該事業の事業所」に改め、同条第三項中

「とみなし、その確認による被保険者の資格の喪失については、同法第十三条の二第一項の確認があつたものを削り、「第十三条の三」を「第八条」に改め。

（所得税法の一部改正）
第三十八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第七十四条第二項第四号を次のように改める。

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）の規定により失業保険の被保険者として負担する労働保険料

（港灣労働法の一部改正）
第三十九条 港灣労働法（昭和四十年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主が負担した額に相当する額」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「徴収法」という。）第十条第二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額」に改める。

第五十九条第三項中「失業保険法第五章」の下に「及び徴収法第三章」を加え、「保険料」を「印紙保険料」に、「同章」を「失業保険法第五章」に改める。

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正）

第四十条 沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「失業保険法第三十条第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第十二条第四項」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）
第四十一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「労働者災害補償保険法第二十七条」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）第十二条第三項」に、「同条」を「同項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）
第四十二条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九号第三号の次に次の一号を加える。
三の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

別表第一第二十号の二の次に次の一号を加える。
二十の三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第 号）

別表第二中失業保険法の項の次に次のように加える。

労働保険の徴収等に関する法律	国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者
労働保険の徴収等に関する法律	主務大臣が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則
この法律（第一条を除く）は、徴収法の施行の日から施行する。

理由
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の規定の一部及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行期日並びにこれらの法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 医療費等の支給（第三条・第九条）
第三章 費用（第十条・第十二条）
第四章 公害防止事業団の納付業務等（第十三条・第十九条）
第五章 雑則（第二十条・第三十一条）

（目的）
第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発した場合において、当該疾病にかつた者に対し、医療費、医療手当及び介護手当の支給の措置を講ずることにより、その者の健康被害の救済を図ることを目的とする。

（指定地域等）
第二条 この法律において「指定地域」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁が生じたため、その影響による疾病が多発している地域で政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、あわせて同項に規定する疾病を定めなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

第二章 医療費等の支給
（認定）
第三条 指定地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該指定地域につき前条第二項の規定により定められた疾病にかつている者について、その者の申請に基づき、公害被害者認定審査会の意見をきいて、その者の当該疾病が当該指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。この場合において、当該疾病が厚生大臣の定める疾病であるときは、当該申請の時にその管轄に属する指定地域の区域内に住所を有しており、かつ、その時まで引き続き当該指定地域内に住所を有する期間が厚生大臣の定める期間以上である者（一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を当該指定地域内において過ごすことが常態であり、かつ、その期間が指定地域ごとに厚生大臣の定める期間以上である者を含む。）に限つて行なうものとする。

2 指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、前項の規定による都道府県知事の権限は、当該市の長が行なう。

3 都道府県知事（前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第六条第一項、第十条及び第二十条を除き、以下同じ。）は、第一項の認定を行なつたときは、当該認定を受けた者に対し、公害医療手帳を交付するものとする。

（医療費の支給）
第四条 都道府県知事は、当該都道府県知事による前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病について次に掲げる医療を受けたときは、その者に対し、医療費を支給する。

一 診察

- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項の規定は、前条第一項の認定を受けた者で当該認定に係る疾病が厚生大臣の定める疾病であるものが、当該指定地域外に住所を移したとき（一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を当該指定地域内において過ごすことが常態でなくなつたときを含む）、又は当該指定地域の全部若しくは一部が指定地域でなくなつたことにより指定地域内に住所を有しなくなつたとき（指定地域内において一日のうち厚生大臣の定める時間以上の時間を過ごすことが常態でなくなつたときを含む）は、その者については、その日から起算して厚生大臣の定める期間を経過した日以後は適用しない。

第五条 前条第一項の規定により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額を限度とする。ただし、その者が当該疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法令の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行なわれたときは、当該医療に要する費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行なわれたときは、当該医療に関する給付について行なわれた実費徴収の額とする。）を限度とする。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

（保険医療機関等に対する医療費の支払等）
 第六条 第三項第一項の認定を受けた者が、公害医療手帳を提示して、当該認定に係る疾病について、健康保険法その他政令で定める法令又は国民健康保険法の規定により当該指定地域をその区域に含む都道府県（当該指定地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、当該認定を行なつた都道府県知事（同条第二項の規定により市長が認定を行なつたときは、当該市をその区域に含む都道府県の都道府県知事とする。）の統轄する都道府県とする。後段において同じ。）の区域内の健康保険法第四十三條第三項第一号の保険医療機関若しくは保険薬局又は国民健康保険法第三十六條第四項の療養取扱機関（これらの開設者が診療報酬の請求及び支払に関しこの項及び次項に規定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三條第二項の政令で定める市の長に申し出たものを除く。以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等は、当該医療を受けた者に対する請求に代えて、その者が第四條第一項の規定により支給されるべき医療費の額を、都道府県（第三條第二項の政令で定める市の長による認定を受けた者が当該医療を受けたときは、当該市とする。次項及び第五項において同じ。）に対し、請求するものとする。同条第一項の認定を受けた者で生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属するものが、公害医療手帳を提示して、当該認定に係る疾病について、当該指定地域をその区域に含む都道府県の区域内の同法第四十九條の規定により指定を受けた医療機関（その開設者が診療報酬の請求及び支払に関しこの項及び次項に規

定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三條第二項の政令で定める市の長に申し出たものを除く。以下「生活保護指定医療機関」という。）で医療を受けた場合における生活保護指定医療機関についても、同様とする。

2 都道府県は、前項の規定による請求があつたときは、当該医療を受けた者に代わり、保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対し、第四條第一項の規定により支給すべき医療費の額を支払うものとする。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、第四條第一項の規定による医療費の支給があつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第二項の規定により支払すべき額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県は、第二項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 国民健康保険の被保険者である第三條第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る疾病について、国民健康保険法第三十六條第四項の療養取扱機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該療養取扱機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、当該医療に關し都道府県知事が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（医療手当の支給）
 第七条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三條第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病について第四條第一項各号の医療を受けており、かつ、その病状が政令で定める病状の程度をこえるものに対し、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

2 第四條第二項の規定は、医療手当について準

用する。

（医療手当の支給の制限）
 第八条 医療手当は、前条第一項に規定する者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で前条第一項に規定する者の生計を維持するもの所得につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した前年分（一月から四月までの間に受けた医療に係る医療手当については、前前年分とする。）の所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二條及び第九十五條の規定を適用しないものとする。）が政令で定める額をこえるときは、支給しない。

（介護手当の支給）
 第九条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三條第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病による厚生省令で定める範囲の身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支払わないで介護を受けている場合は、この限りでない。

2 第四條第二項及び前条の規定は、介護手当について準用する。

第三章 費用
 第十条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用

定する方式によらない旨を都道府県知事又は第三條第二項の政令で定める市の長に申し出たものを除く。以下「生活保護指定医療機関」という。）で医療を受けた場合における生活保護指定医療機関についても、同様とする。

2 都道府県は、前項の規定による請求があつたときは、当該医療を受けた者に代わり、保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対し、第四條第一項の規定により支給すべき医療費の額を支払うものとする。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、第四條第一項の規定による医療費の支給があつたものとみなす。

4 都道府県知事は、第二項の規定により支払すべき額を決定するにあつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県は、第二項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 国民健康保険の被保険者である第三條第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る疾病について、国民健康保険法第三十六條第四項の療養取扱機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該療養取扱機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、当該医療に關し都道府県知事が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

（医療手当の支給）
 第七条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三條第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病について第四條第一項各号の医療を受けており、かつ、その病状が政令で定める病状の程度をこえるものに対し、政令の定めるところにより、医療手当を支給する。

2 第四條第二項の規定は、医療手当について準

用する。

（医療手当の支給の制限）
 第八条 医療手当は、前条第一項に規定する者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七條第一項に定める扶養義務者で前条第一項に規定する者の生計を維持するもの所得につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した前年分（一月から四月までの間に受けた医療に係る医療手当については、前前年分とする。）の所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第九十二條及び第九十五條の規定を適用しないものとする。）が政令で定める額をこえるときは、支給しない。

（介護手当の支給）
 第九条 都道府県知事は、当該都道府県知事による第三條第一項の認定を受けた者で、当該認定に係る疾病による厚生省令で定める範囲の身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令の定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者が介護者に対し介護に要する費用を支払わないで介護を受けている場合は、この限りでない。

2 第四條第二項及び前条の規定は、介護手当について準用する。

第三章 費用
 第十条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該都道府県知事が行なう医療費、医療手当及び介護手当（以下「医療費等」という。）の支給に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事が行なう事務の処理に要する費用

第十一条 第三条第二項の政令で定める市は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該市長が行なう医療費等の支給に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該市長が行なう事務の処理に要する費用

(補助金)

第十二条 都道府県は、前条の規定により市が支弁する費用について、政令の定めるところにより、同条第一号に掲げる費用にあつてはその六分の五、同条第二号に掲げる費用にあつてはその三分の二を補助するものとする。

第四章 公害防止事業団の納付義務等

(納付義務)

第十三条 公害防止事業団(以下「事業団」という。)は、公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条に規定する業務のほか、次条第一項の規定による納付金の納付に関する業務(以下「納付義務」という。)を行なう。

(納付金)

第十四条 事業団は、第十条の規定により都道府県が支弁する費用及び第十二条の規定により都道府県が補助する費用にあつては、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、納付金を納付するものとする。

2 前項の納付金の額は、第十条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第一号に掲げるものについてはその四分の三、同条第二号に掲げるものについてはその二分の一に相当する額とし、第十二条の規定により都道府県が補助する費用のうち、第十一号第一号に掲げる費用に係るものについてはその五分の四、同条第二号に掲げる費用に係るものについてはその二分の一に相当する額とする。

(区分経理)

第十五条 事業団は、納付業務に係る経理については、厚生省令、通商産業省令の定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

第十六条 公害に係る健康被害の救済のための措置の実施に協力することを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人で、その申出に基づいて厚生大臣及び通商産業大臣の指定を受けたものは、事業団と締結する契約に基づき、毎年、事業団に対し、第十条第一号に掲げる費用の額と第十一号第一号に掲げる費用の額との合算額の二分の一に相当する金額を拠出金として拠出するものとする。

(拠出金等)

2 事業団は、前項の指定を受けた法人と同項に規定する契約を締結しようとするときは、厚生大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(事業者の拠出)

第十七条 事業者は、公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第三条第一項に規定する責務を有することにかんがみ、医療費等の支給の措置が円滑に実施されるように、前条第一項の指定を受けた法人に対し、同項の拠出金にあつては、その旨を公示しなければならない。

(交付金)

第十八条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、納付業務に要する費用の財源にあつては、納付金を交付するものとする。

(公害防止事業団法の特例等)

第十九条 納付業務については、公害防止事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十七条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」と、同法第三十四条第二号中「又は第三十条」とあるのは、「若しくは第三十条又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十

五条」と、同条第三号中又は第二十九条とあるのは、「若しくは第二十九条又は公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十六条第二項」と、同法第三十七号第三号中「第十八条」とあるのは、「第十八条及び公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十三条」と、同条第五号中「第三十一条第二項」とあるのは、「第三十一条第二項(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第十九条において読み替えて適用する場合を含む。とする。)

第五章 雑則

第二十條 第三条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するため、指定地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第三条第二項の政令で定める市に、公害被害者認定審査会を置く。

2 公害被害者認定審査会は、委員十人以上で組織する。

3 委員は、医学に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第三条第二項の政令で定める市の長が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、公害被害者認定審査会の組織、運営その他公害被害者認定審査会に関し必要な事項は、都道府県又は第三条第二項の政令で定める市の条例で定める。

(報告等)

第二十一条 都道府県知事は、医療費を支給するに必要があるときは、当該医療を行なつた者又はこれを使用する者に対し、その行なつた医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

第二十二条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者、その配偶者又は民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該認定を受

けた者の生計を維持するものが収入の状況に照らしその医療費を負担することができると思はれるときは、医療費の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十三条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者が正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときは、医療費又は医療手当の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十四条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費等の支給に相当する給付があると認められるときは、その価額の限度において、医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費等の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第二十五条 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十六条 医療費等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第二十七条 租税その他の公課は、医療費等として受けた金額を標準として、課することができる。

(再審査請求)

第二十八条 第三条第二項の政令で定める市の長が行なう医療費等の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(返還金の処理)

第二十九條 第二十四條の規定による返還金の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(実施命令)

第三十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十一條 第四條第一項各号の医療を行つた者又はこれを使用する者が、第二十一條の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條の規定による当該職員の間問に対して正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律中第一條から第三條まで、第二十條及び第三十條並びに附則第二項及び附則第四項の規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十五年二月一日から施行する。

(他の公害に係る疾病に關する検討)

2 政府は、公害対策基本法第二條第一項に規定する公害のうち第一條に規定するもの以外のものに係る疾病に關し検討するものとする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

3 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第五項」を、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八條第五項又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第二十号)第六條第四項」に改め、「被爆者一般疾病医療機関」の下に「若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関」を加え、「又は結核予防法第三十八條第六項」を、「結核予防法第三十

八條第六項又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法第六條第五項」に改め、「一般疾病医療費」の下に「若しくは医療費」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第二十号)を施行すること。

理由

公害対策基本法の精神にのっとり、相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じた地域について、その影響による疾病にかかつた者に対し、その者の健康被害の救済を図るための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

八條第六項又は公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法第六條第五項に改め、「一般疾病医療費」の下に「若しくは医療費」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 公害に係る健康被害の救済に關する特別措置法(昭和四十四年法律第二十号)を施行すること。

理由

公害対策基本法の精神にのっとり、相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じた地域について、その影響による疾病にかかつた者に対し、その者の健康被害の救済を図るための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

正する法律案に次いで修正する。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの第四十六條の改正に關する部分中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

あつた期間であつて政令で定める期間(以下「旧共済組合員期間」という。)を「旧共済組合員期間」に改め、同條第五項」に改める。

第一條のうちの附則第二十八條の第二項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

第一條のうちの附則第二十八條の二の改正に關する部分の次に次のように加える。

附則中第二十八條の二を第二十八條の三とし、第二十八條の次に次の一條を加える。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に關する特例)

第二十八條の二 被保険者期間が一年以上である者について、旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間(次条において「旧共済組合員期間」という。)のうち昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間がある場合には、当該期間は、その者の老齡又は死亡に關し支給する保険給付については、この法律による第一種被保険者又は第二種被保険者であつた期間とみなす。ただし、第三十四條第一項第二号及び第四項、第五十八條(第一号を除く)並びに第八十條第一項第三号の規定を適用する場合には、あつては、この限りでない。

第二條のうちの第三十四條第四項の改正規定中「第一級タル」を「第一級乃至第四級ナル」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

項」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

項」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

項」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

項」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

項」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

項」に改める。

第二條のうちの第三十八條第二項の改正に關する部分中「第三十八條第二項」を「第三十八條第一項中「百分ノ二十」の下に「(老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又は第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス)」を加え、同條第二

第二条のうち第三十八条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級乃至第四級」に改める。
第二条のうち第三十九条第二項の改正規定中「第一級タル」を「第一級乃至第四級ナル」に改める。

第二条のうち第三十九条ノ五の改正に関する部分中「第三十九条ノ五第四項」を「第三十九条ノ五第一項中「百分ノ二十」の下に「通算老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達スル迄ノ間ニ於テ其ノ標準報酬ノ等級ガ第二級、第三級又ハ第四級タル期間アルトキハ其ノ期間夫々百分ノ四十、百分ノ六十又ハ百分ノ八十トス」を加え、同条第四項」に改める。

第二条のうち第三十九条ノ五第二項の改正規定中「第一級」を「第一級乃至第四級」に改める。
第二条のうち第五十九条第五項の改正規定中「千分ノ二百十九」を「千分ノ二百十八」に、「千分ノ二百八」を「千分ノ二百七」に、「千分ノ八十一」を「千分ノ八十」に改める。

第二条のうち第六十条第一項の改正規定中「二百十九分ノ七十五」を「二百十八分ノ七十四・五」に、「二百十九分ノ百四十四」を「二百十八分ノ百四十三・五」に、「二百八分ノ六十九・五」を「二百七分ノ六十九」に、「二百八分ノ百三十八・五」を「二百七分ノ百三十八」に改める。

附則第一條第二項第一号中「並びに第三百三十一條第一項」を、「第三百三十一條第一項並びに附則第二十八條の二」に改め、同項第二号中「附則第九條まで」の下に、「附則第十三條」を加え、「及び附則第三十四條」を、「附則第三十四條及び附則第三十七條」に改め、同項第三号中「第二十六條」を「第二條第一項、第三條第一項及び第二十六條の規定、附則第三十六條の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十六條」、「附則第四十七條」を「附則第四十八條」に、「附則第五十一條」を「附則第五十二條」に改める。
附則第十三條を次のように改める。

第十三條 昭和四十四年十一月一日前に老齡年金又は通算老齡年金の受給権を有していない者であつて、同日において、この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二の規定を適用することにより、同法第四十二條第一項の老齡年金又は同法第四十六條の三の通算老齡年金の受給権を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齡年金又は通算老齡年金を支給する。

附則第十四條中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 昭和四十四年十一月一日（第四種被保険者については、昭和四十五年一月一日）から昭和四十六年十月三十一日までの間における保険料率は、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の六十二（特例第一種被保険者については、千分の三十六）
二 第二種被保険者については、千分の四十六（特例第二種被保険者については、千分の二十四）
三 第三種被保険者については、千分の七十四（特例第三種被保険者については、千分の三十六）
四 第四種被保険者については、千分の六十二（附則第十四條に第一項として次の一項を加える）

昭和四十四年十月以前の月（第四種被保険者については、同年十二月以前の月）に係る厚生年金保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

附則第三十一條第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同条中同項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。
2 昭和四十四年十一月一日から昭和四十六年十

月三十一日までの間における船員保険法第十七條の規定による被保険者及びこれを使用する船舶所有者による保険料額の負担割合は、この法律による改正後の船員保険法第六十條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 前項第一号に掲げる者に係る場合は、被保険者については二百六十分の七十三・五、船舶所有者については二百六十分の百四十二・五
二 前項第二号に掲げる者に係る場合は、被保険者については二百五十分の六十八、船舶所有者については二百五十分の百三十七
附則第三十一條に第一項として次の一項を加える。

昭和四十四年十一月一日（船員保険法第二十条の規定による被保険者については、昭和四十五年一月一日）から昭和四十六年十月三十一日までの間における保険料率は、この法律による改正後の船員保険法第五十九條第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 船員保険法第十七條の規定による被保険者であつて、同法第三十三條ノ三第二項各号に該当せず、又は同項ただし書に該当するものについては、千分の二百十六
二 船員保険法第十七條の規定による被保険者であつて、同法第三十三條ノ三第二項各号のいずれかに該当し、かつ、同項ただし書に該当しないものについては、千分の二百五
三 船員保険法第二十條の規定による被保険者については、千分の七十八

附則第三十三條のうち第九條第一項の改正に関する部分の前に次のように加える。

第二條第一項各号列記以外の部分中「船員保険の被保険者であつた期間」の下に「（船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十六條第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる期間を含む）」を加える。

第三條第一項中「第四條第二項」の下に「又は同法附則第二十八條の二」を加える。

附則第三十三條のうち第十六條第一項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に、「加える」を「加え」、「百分の二十」を「につき」に改め、同法第四十六條第一項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額」に改める。

附則第三十三條のうち第十九條の三第一項の改正に関する部分次のように改める。

第十九條の三第一項を次のように改める。
厚生年金保険法による通算老齡年金の受給権者が船員保険の被保険者（組合員たる船員保険の被保険者を除く）となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齡年金（受給権者が六十五歳未満でその者の標準報酬の等級が第一級から第四級までの等級である場合においてその支給の停止の解除を申請したとき、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、当該通算老齡年金の額につき厚生年金保険法第四十六條の七第一項の規定を適用

停止し、その受給権者が船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たすに至つたときは、当該通算老齡年金の受給権は、消滅する。

第十九條の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 船員保険法による通算老齡年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該通算老齡年金（受給権者が六十五歳未満でその者の標準報酬の等級が第一級から第五級までの等級である場合においてその支給の停止の解除を申請したとき、又は受給権者が六十五歳以上であるときは、当該通算老齡年金の額につき厚生年金保険法第四十六條の七第一項の規定を適用

して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額に相当する部分に限る。の支給を停止し、その受給権者が厚生年金保険法第四十二条第一項第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたときは、当該通算老齢年金の受給権は、消滅する。

附則第三十五条のうち附則第十九条の改正に關する部分の次に次のように加える。

附則第八条中「附則第二十八条の二」を「附則第二十八条の三」に改める。

附則第三十六条のうち附則第十六条の改正規定を次のように改める。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に關する特例)

第十六条 被保険者であつた期間(老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下附則第十八条までにおいて同じ。)が一年以上である者について、旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間(以下この条及び次条において「旧共済組合員期間」という。)のうち昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第二十八条の二の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を除く。)がある場合においては、当該期間は、その者の老齢又は死亡に關し支給する保険給付については、被保険者であつた期間とみなす。ただし、船員保険法第二十七条ノ三第一項、第三十五条第二号、第三十九条ノ三、第五十条(第一号を除く)並びに第五十条ノ二第一項第一号及び第二項の規定、船員保険法中改正法律(昭和二十年法律第二十四号)附則第二条第二項の規定並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第

三条の規定を適用する場合にあつては、この限りでない。

2 前項の場合において、当該被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を船員保険の被保険者であつた期間として計算するときは、当該旧共済組合員期間に四分の三を乗じて計算するものとする。

3 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者に対して支給する船員保険法による通算老齢年金の額は、当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間につき船員保険法第三十九条ノ三の規定により計算した額と、四百円に当該旧共済組合員期間の月数を乗じて得た額とを合算した金額とする。

4 第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされる旧共済組合員期間を有する者について、船員保険法第五十条第一号に該当したことにより支給する遺族年金の額を計算する場合にあつては、同法第五十条ノ二第一項第一号の金額は、次の各号の金額を合算した額の二分の一に相当する金額とする。

一 当該旧共済組合員期間を除く被保険者であつた期間(以下この号及び次号において単に「被保険者であつた期間」という。)につき船員保険法第三十五条第一号の規定の例により計算した額と、四百円に当該旧共済組合員期間の月数(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十から被保険者であつた期間の月数を控除して得た月数)を、当該旧共済組合員期間から控除して得た月数)を乗じて得た額とを合算した金額(当該金額が十四万四千円をこえるときは、十四万四千円)

二 被保険者であつた期間につき船員保険法第三十五条第二号の規定の例により計算した金額(被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、これを百八十とし

て計算した金額

附則第三十六条のうち附則第十七条の改正に關する部分中「附則第十七条第五項」を「附則第十七条の見出し中「旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間」を「旧共済組合員期間」に改め、同条第一項中「老齢年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる期間に限る。以下この条及び次条において同じ。」を削り、同項第一号イ中「旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間のうち政令で定める期間(以下「旧共済組合員期間」という。))」を「旧共済組合員期間」に改め、同条第五項」に改める。

附則第三十六条のうち附則第十七条第二項の改正規定中「第一級」を「第一級から第四級までの等級」に改める。

附則第五十二条中「附則第四十九条」を「附則第五十条」に改め、同条を附則第五十三条とし、附則第四十九条から附則第五十一条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第四十八条第三項中「附則第三十七条」を「附則第三十八条」に改め、同条第五項中「附則第四十三条」を「附則第四十四条」に改め、同条を附則第四十九条とする。

附則第四十七条のうち附則第八条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級から第五級までの等級」に改める。

附則第四十七条のうち附則第十四条第三項の改正規定中「第一級」を「第一級から第四級までの等級」に改める。

附則第四十七条を附則第四十八条とし、附則第三十七条から附則第四十六条までを一条ずつ繰り下げ、附則第三十六条の次に次の一条を加える。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 昭和四十四年十一月一日前に老齢年金又は通算老齢年金の支給を受ける権利を有していない者であつて、同日において、前条の規定

定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律附則第十六条第一項又はこの法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定を適用することにより、船員保険法第三十四条の老齢年金又は同法第三十九条ノ二の通算老齢年金の支給を受ける権利を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齢年金又は通算老齢年金を支給する。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は昭和四十四年度においては厚生年金保険給付費三億一千万円である。

なお、保険料の収入減は、本年度約百十億八千万円(厚生年金保険百九億一千万円、船員保険一億七千万円)の見込である。

昭和四十四年十二月八日印刷

昭和四十四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局